

令和 8 年度
国の施策・予算に関する
緊急提案・要望

令和 7 年 1 1 月



国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市は、「夢中」と「感動」に溢れ、日本中・世界中の人々から、住みたい、働きたい、活躍したいと思われ、選ばれるまちづくりを進めております。京都の本質的な価値や強みに共感する多彩な人々が国内外からつどい、つながり、交ざり合うことで、新たな文化や産業を創出し、都市全体の魅力や活力を向上させてまいります。そして、生まれた都市の活力を市民生活の豊かさの向上につなげ、更なる好循環を創出してまいります。同時に、多様な主体と対話を重ね、社会総がかりで課題の解決に取り組む「新しい公共」を推進し、すべての方が個性を発揮しながらいきいきと活躍される「居場所」と「出番」のあるまちをつくり、「突き抜ける世界都市 京都」の実現を目指してまいります。

人口減少、特に若い世代の流出、高齢化が進む中での地域コミュニティの維持、観光課題対策など、課題は山積していますが、市民の皆様はもとより多様な主体の参画の下、対話を重ねながら、国、京都府、周辺自治体や政令指定都市等とも連携して全国モデルとなる取組に挑戦し、「地方創生 2.0」を京都から牽引してまいります。

また、文化庁との連携を一層深め、オール京都・オール関西で、文化と経済の好循環の創出に向けた取組などを進めるとともに、国や京都府と共に京都国際会館の拡張整備等に取り組み、社会課題の解決やウェルビーイングの向上につながる文化の力を、京都から日本へ、そして世界へ発揮してまいります。

京都市の令和6年度決算は、突き抜ける世界都市の実現に向けた基盤づくりを推進する中でも、過去負債の計画的な返済を行いながら3年連続の黒字決算を達成し、持続可能な行財政運営に向けて更に前進しております。地方交付税の確保をはじめ、国の力強い御支援に厚く御礼申し上げます。今後、社会福祉関連経費の増加、インフレによる金利や労務・資材単価の上昇などを踏まえ、緊張感を持った財政運営の下、市民の皆様のいのちと暮らしを守り、京都経済の下支え・成長支援に取り組むとともに、攻めの都市経営を展開し、行政資源の的確なマネジメントによる戦略的な投資を進めてまいります。

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

引き続き、京都府、京都商工会議所をはじめとする経済団体、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の実現に向けた取組を重ねてまいります。

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するため、京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

京都市長 松井孝治

【目次】

	提案・要望項目	ページ
1	地方交付税の必要額の確保	<4ページ>
2	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生2.0」における地域の主体的な取組の支援	<8ページ>
3	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	<10ページ>
4	文化芸術に対する一層の支援等	<16ページ>
5	中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援	<22ページ>
6	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<26ページ>
7	「地方拠点強化税制」の適用期限の延長及び「拡充型」の区域設定の見直しによる、京都市全域への優遇対象拡大	<30ページ>
8	都市再生緊急整備地域における官民連携による都市再生を加速するための支援	<34ページ>
9	教育環境の充実	<38ページ>
10	子ども・子育て支援の充実	<44ページ>
11	福祉施策の更なる充実と十分な財政支援	<50ページ>
12	地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持	<54ページ>
13	自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	<56ページ>
14	新たな脱炭素技術を地域に導入する取組への支援など、2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化	<58ページ>
15	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	<60ページ>
16	市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<66ページ>
17	防災・減災対策事業に係る地方債の延長	<70ページ>

提案・要望項目

ページ

18	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進	<72ページ>
19	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<73ページ>
20	上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援	<74ページ>
21	避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的かつ恒久的な支援制度の創設	<80ページ>
22	地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承の推進に向けた税制の充実	<82ページ>
23	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討	<84ページ>
24	原油価格・物価高騰等を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実	<86ページ>

【提案・要望事項】**1 地方交付税の必要額の確保**

- 地方税収が増加する直近の状況において、住民ニーズに的確に応えるため、地方交付税を確保いただいていることに御礼申し上げる。
- 特に、臨時財政対策債については、平成 13 年度の制度設立以来、初めての発行額ゼロとしていただいたことに御礼申し上げるとともに、今後も継続して臨時財政対策債を発行しないよう財源の確保に取り組んでいただきたい。
- 他方、人口減少社会の中、必要な行政サービスを持続的に提供していくに当たっては、今後増大することが見込まれる行政・地域社会のデジタル化や福祉などの財政需要を適切に計上するとともに、未だ十分に措置されていない大都市の財政需要等に配慮した交付税算定が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 地方交付税について、大都市需要にも配慮しつつ、臨時財政対策債に頼ることなく必要額を確保すること。

(2) 現状・課題

- 行政サービスが規模に関係なく提供されている（参考①）にも関わらず、交付税の算定については、過去、小規模自治体に手厚い状況が続いていたが、昨今、その状況は一定改善されつつある。
- 他方、今後、行政・地域社会のデジタル化や福祉など、財政需要の更なる増加が懸念されるとともに、未だ大都市の財政需要が十分に反映されていない事例（参考②）もある。
- また、近年の物価上昇を踏まえた官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた国からの通知を踏まえ、京都市としても契約において物価上昇の反映に努めている。財政需要の算定に当たっては、引き続き、物価上昇を適切に見込んでいただく必要がある。
- 京都市は、他市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはない（参考③④）ことから、今後も増大する財政需要を地方財政計画に計上し、一般財源総額について十分な額を確保するとともに、大都市需要にも配慮した算定としつつ、必要な地方交付税を措置いただきたい。

<参考① 人口一人当たりの歳出一般財源（令和 5 年度）>

京都市	その他指定都市	その他市町村
348 千円	340 千円	325 千円

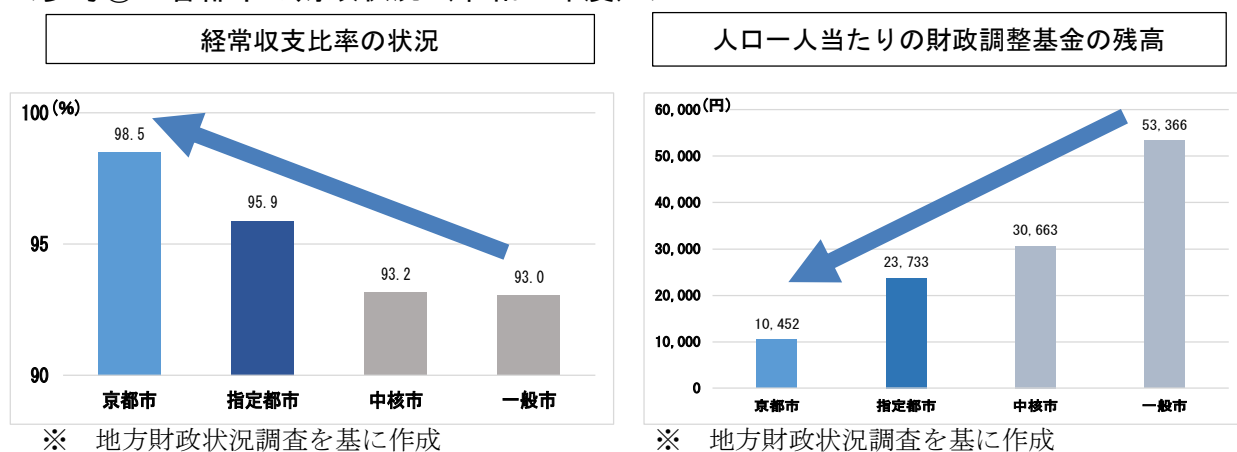
※ 地方財政状況調査による一般財源及び直近の国勢調査の人口を基に算定

<参考② 財政需要が十分に措置されていない事例>

項目	内容
事業所税	事業所税については、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等を理由に、税収の75%が基準財政収入額に算入されており、事実上、課税団体の交付税が減額されている。 これに対して、基準財政需要額の地域振興費では、課税団体への配分が明確に割増されているが、当該費目の割増のみでは、事業所税に係る基準財政収入額の7割弱の額しか措置されていない状況 基準財政需要額の割増額 事業所税に係る基準財政収入額 = 69.6% (他都市69.8%) ※R6決定額ベース (本市の場合、地下鉄、街路整備、橋りょうなど大規模な都市インフラを抱えているが、上記の算定ルールによって、事実上、一般財源収入が約20億円減少(基準財政需要額の割増額－事業所税に係る基準財政収入額))
社会福祉費 (障害者自立支援給付費等)	国庫負担基準に伴う超過負担額等が十分に需要額に反映されていない。 (本市需要額) 103 億円 ⇔ (本市実経費) 206 億円 (103 億円のかい離) ※ 超過負担の例 (障害者自立支援給付費) (国庫負担基準額) 139 億円 ⇔ (本市経費) 208 億円 これらの差額 69 億円に国府負担率 3 / 4 を乗じた 52 億円がかい離 ※ いずれも令和6年度決算数値
その他 (観光需要)	清掃費で観光地のごみ処理に係る割り増しがあるものの、入湯税納税義務者数が算定指標であり、温泉地以外の財政需要が十分に反映されていない。 持続可能な形での観光立国に向けては、面として地域の観光政策を推進することが必要であることから、速やかに観光客数等の観光実態を把握する統計の整備をしたうえで、必要な財政需要を的確に反映すること。

※ 上記のほか、担い手不足への対応が迫られる中、喫緊の課題である行政運営の効率化を早急に進めていくためには、チャットツールやAI利用といった取組に対する財政支援も必要

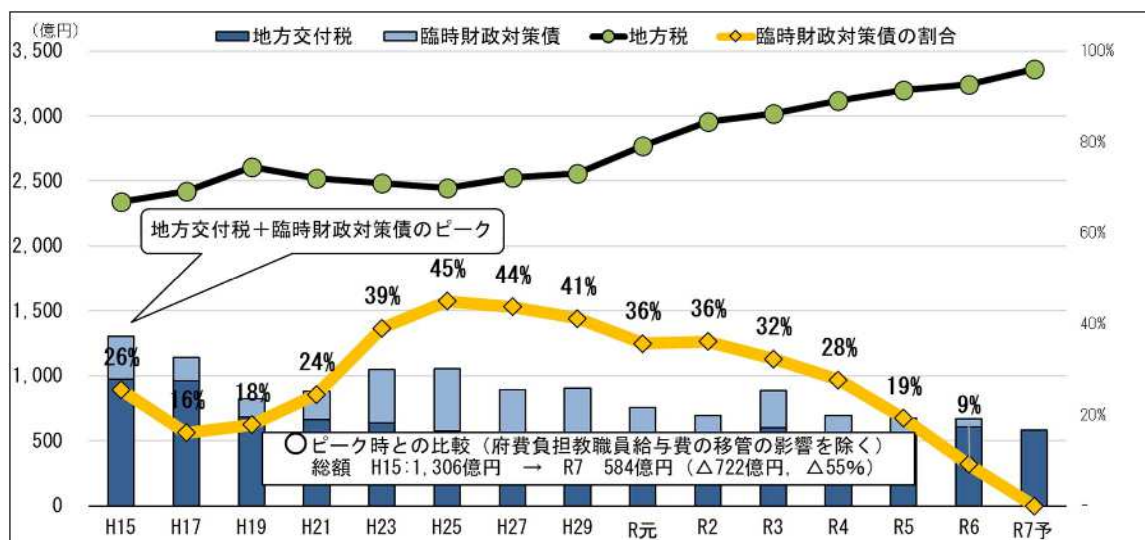
<参考③ 各都市の財政状況（令和5年度）>



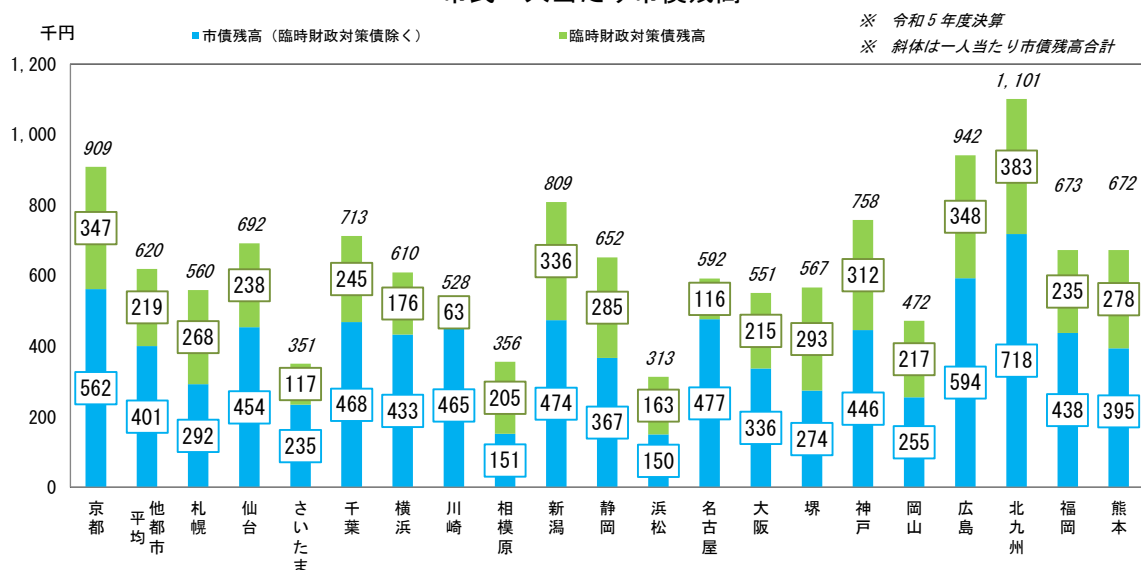
<参考④ 京都市の財政状況>

- 徹底した行財政改革と都市の成長戦略により、財政状況は一定改善したものの、計画外に取り崩した公債償還基金残高は 400 億円に上るとともに、行政改革推進債等の特例的な市債を発行してきたこともあり、市民一人当たりの市債残高は指定都市の中でも高水準にある。
- 加えて、景気変動や金利上昇といった社会経済情勢の変化等のリスクへの懸念等、依然、油断できない状況にあることから、社会経済情勢等に応じた不断の点検を行うとともに、将来負担を適切にコントロールしながら、京都の価値を高める施策へ重点的に配分していく。

京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から 722 億円・55%の減）



市民一人当たり市債残高



【提案・要望事項】

② 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生2.0」における地域の主体的な取組の支援

- これまでの地方創生の交付金（地方創生推進交付金（H28-R4）、デジタル田園都市国家構想交付金（R4-R6））に引き続き、新たに創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」においても、歴史と文化が息づく京都市ならではの未来に向けた取組の重要性を認めていただき、支援いただいていることに御礼申し上げる。
- 今般、京都市では、京都のまちの羅針盤として、京都市と京都市民の今後の四半世紀の在り方を展望する「京都基本構想」の策定を進めている。構想を拠り所とし、すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けた「新京都戦略」に基づき、新たな京都を切り拓いていくこととしている。
- 今後、全国的な人口減少の進行が想定される中で、京都市においても様々な分野での担い手不足が表面化しているとともに、都市の活性化に向けた新たな産業・雇用の創出の必要性が明らかになっている。市民生活を守り、世界から愛される京都の文化や産業を引き続き育てていくため、今一度、京都の本質的な価値・魅力に立ち返り、取組を進めてまいりたい。国においては、以下のとおり、地方創生の取組の継続・充実による後押しをお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 「地方創生2.0」の推進に当たっては、単年度限りの交付金の増額ではなく、引き続き、十分かつ安定的に予算を確保し、地域を支える産業の振興やイノベーション創出、産学官連携による（京都を含む）地域における大学の振興及び若者の雇用創出、地方への定住・移住の推進をはじめ、人口減少社会の克服、東京一極集中の是正に向けた各地域の主体的な取組を強力に支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、大学卒業後の若者や働き盛りの世代を中心に人口流出が続いており（参考①）、全国と同様に加速する少子化（参考②）への対策と併せ、人口減少対策として、国内外から人々を惹きつけ、京都に住み、働く価値を感じられるまちづくりを全庁的に進めている。
- 特に、京都市の強みでもある、文化や観光、産業を他分野と混ざり合わせることで、大学・学生の可能性を都市の活力に繋げていくことなどにより更に発展させていく考えのもと、同交付金も活用し、以下の取組を実施している。
 - ① 文化を基軸とした豊かさの向上
 - 伝統文化・音楽・現代アートなど多様な文化に、誰もが触れる機会の創出
 - 文化の創造・継承環境の整備など、文化の担い手や支え手の育成・支援
 - 文化遺産の保存と活用の好循環 など
 - ② 市民生活と観光の調和
 - 観光課題対策の強化、市民の理解と共感の輪の拡大

- 府市連携による周遊観光、暮らしの文化等の京都の魅力を活かした付加価値の向上
 - 多彩な人の交ざり合い、京都の文化の継承・発展につながる観光振興 など
 - ③ 産業・経済の創造拠点としての京都の強みの磨き上げ
 - オフィス空間・産業用地の創出と企業立地支援を両輪に企業立地を促進
 - 府市連携による広域での半導体関連産業の振興など、国の産業政策の潮流を踏まえた産業振興・企業立地の促進
 - スタートアップの経営人材の確保等への支援 など
 - ④ 若い世代に選ばれる子育て・教育環境
 - 子育て、教育、住まい、働く場等の環境整備による、定住・移住促進
 - 高大連携による探究型教育、留学生や国内外の研究者に選ばれる環境の整備 など
- こうした地域独自の課題に取り組む財源は必ずしも十分でなく、新しい地方経済・生活環境創生交付金により、引き続き、持続的・安定的な財源保障がなされることが必要であり、何卒ご配慮いただきたい。

＜参考① 京都市の年代別の社会動態（令和6年中・日本人住民）＞

（単位：人）

年代	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44
社会増減数	△770	△221	+18	+2,335	+284	△1,837	△1,086	△583	△131
年代	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-
社会増減数	+16	+95	+61	△10	△13	△5	△19	△21	△11

＜参考② 近年の自然動態＞

（単位：人）

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
出生数	11,300	11,323	10,677	10,262	9,900	9,548	9,090	8,591	8,109	7,346
死亡数	14,198	14,130	14,582	14,959	15,036	15,229	15,835	17,054	17,274	17,490
増 減	△2,898	△2,807	△3,905	△4,697	△5,136	△5,681	△6,745	△8,463	△9,165	△10,144

＜参考③ これまでの地方創生推進交付金（※）の採択状況（申請額・採択額等の推移）＞

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
申請額	3億2,553万円	2億6,739万円	3億4,180万円	3億8,075万円	4億745万円
採択額	2億182万円	2億964万円	2億3,052万円	3億8,075万円	4億745万円
決算額 (交付額)	2億182万円	2億301万円	2億2,500万円	3億4,257万円	3億3,531万円
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
申請額	3億4,730万円	3億2,485万円	4億2,120万円	3億5,060万円	4億8,833万円
採択額	3億4,730万円	3億2,485万円	3億2,712万円	3億2,385万円	4億1,568万円
決算額 (交付額)	3億781万円	2億8,690万円	3億1,915万円	3億2,177万円	—

※ ただし、令和4年～6年度は「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」、令和7年度は「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」

【提案・要望事項】市・府共同提案

③ 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

- 1 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援
- 2 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実
- 3 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実
- 4 国際観光旅客税の引上げと観光課題対策や文化政策への活用拡大
- 5 「民泊」に関する課題検証及び法改正も含めた制度見直し
- 6 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援
- 7 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援
- 8 MICEの誘致に向けた支援

- 国においては、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組を包括的に支援する「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」において、京都市の計画を採択していただいたことに御礼申し上げます。
- また、京都市では、「多彩な共創で未来を切り拓く観光・MICE」を目指す次期観光振興計画の策定に向けた議論を進めている。本計画を議論する審議会には観光庁、文化庁にも御参画いただいております。重ねて感謝申し上げます。外国人観光客の急増など、大きな変化の波にさらされる中ではあるが、策定中の「京都基本構想」において掲げる京都の本質的な魅力・京都のまちのあるべき姿を見つめなおし、取組を進めてまいりたい。
- 目指す姿の実現に向けては、地域の実情を踏まえた国からの支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1 市民優先価格（市バス等）の実現に向けた支援

(1) 提案・要望

- 市民が観光都市であることの恩恵を直接目に見える形で受けることで、観光客と共存する機運の醸成に繋げ市民生活と観光の調和を目指す、市バス等の「市民優先価格」の令和9年度中の実現に向けた支援をお願いしたい。

(2) 現状・課題

- 京都市では、観光利用の回復に伴い、市バスの一部の路線・時間帯で著しい混雑が生じ、市民生活に御負担・御迷惑をおかけしている。
- 引き続き、市バスの混雑対策等の取組を着実に実施するとともに、市民に、観光が市民生活の豊かさに繋がることを実感していただくことで、観光客と共存する機運の醸成に繋げ、市民と観光客双方の満足度を向上させ、観光都市としての魅力を高めるため、市バス等の「市民優先価格」の令和9年度中の実現に向け、全力で取り組んでいるところである。
- 市民優先価格は、全国初のパイロットプロジェクトであり、京都市のみならず、オーバーツーリズム対策として全国展開できることも想定されることから、課題の解消に向け、引き続き、緊密な連携をお願いするとともに、市バスはもとより、市

域のバスネットワークを共に支える民間バス事業者においても実施が可能となるよう、積極的な支援をお願いしたい。

- また、市バス等の取組における市民識別の仕組みは、その他多様な市民サービスへの活用も検討しており、取組の展開に当たっては、国によるバックアップをお願いしたい。

2 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実

(1) 提案・要望

- 観光課題対策として実施する、観光特急バスの利用促進や移動経路の分散化に係る PR 強化及び市バス車両・バス停の改修など、混雑対策や受入環境整備に資する事業への支援を充実すること。その際、事業期間が複数年度にわたる事業も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

(2) 現状・課題

- 円安を背景とした外国人旅行者等の観光需要の本格化もあり、市バスの一部路線・時間帯において混雑が生じることにより、バス車内の混雑やバス停でお待ちのお客様がご乗車いただけない等の課題が生じている。運転士不足等により輸送力増強が図れない中、観光特急バスの利用促進や地下鉄をはじめとする鉄道を生かした移動経路の分散化などの PR 強化、市バス車両・バス停の改修による受入環境整備を推進し、混雑緩和に努める必要があるが、国の補助制度が十分ではないことから、更なる財政支援が必要である。

3 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

(1) 提案・要望

- 今年度も「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」補助金を実施していただいているところであるが、令和 8 年度以降も、更なる支援の拡充及び柔軟な制度運用を図るとともに、京都市をはじめとする主要観光都市との緊密な連携の下、国としても外国人観光客のマナー違反行為が未然に防止されるよう取り組むこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、観光課題対策について、一部観光地への集中緩和や道路、市バスの混雑対策、手ぶら観光の推進、観光マナー啓発等をはじめとする観光課題対策に取り組んでいるが、いずれも単年度で対応できるものではなく、継続的に施策を実施していく必要がある。また、インバウンドが更に増加すれば、観光課題が今後より一層深刻化する可能性があるため、取組を強化・充実していく必要がある。
- 京都市では、外国人観光客のビッグデータを活用し、精度の高い混雑予測を提供する「京都観光快適度マップ」の掲載情報の充実や、国や事業者等との連携の下でのデジタルサイネージを活用したマナー啓発、手ぶら観光促進に関するネットでの発信強化などを実施しているが、今後、京都府等とも更なる連携を進め、観光課題対策に取り組んでいく。

- また、市民生活と観光の調和を目指し、市バス等における市民優先価格の導入に向けて取組を進めているところである。観光立国の実現を目指すうえで、市民と市民以外のデュアルプライシングの検討・実装は、取り組むべき課題であると考えており、その他多様な市民サービスへの展開も検討してまいりたい。
- なお、外国人観光客のマナー違反行為は、京都市だけではなく、外国人観光客の来訪の多い他都市においても課題となっており、現在積極的に外国人観光客の誘客誘致を行っている都市においても、将来的に課題となる可能性がある。国においても、外国人観光客に対して、日本のマナー・文化・風習への理解を促すとともに、マナー違反行為が未然に防止されるよう、入国前、入国時及び国内滞在中の各段階における観光マナーの啓発や、法令等に違反する行為に対する罰則等の周知徹底に取り組んでいただきたい。

4 国際観光旅客税の引上げと観光課題対策や文化政策への活用拡大

(1) 提案・要望

- 観光立国実現に向けて創設された国際観光旅客税について、税率を引き上げて増収を図り、顕在化する観光課題への対策の強化・拡充に活用するとともに、文化政策への活用拡大により文化予算を抜本的に拡充すること。

(2) 現状・課題

- 平成 31 年 1 月に創設された国際観光旅客税の用途は法により規定され、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域固有の文化・自然等を活用した新たな観光コンテンツの拡充などに活用されている。
- コロナ禍後、観光需要が急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻している一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯においては、過度の混雑やマナー違反によって地域住民の生活への影響や旅行者の満足度低下への懸念も生じている。国においても、京都市を含む地方自治体と連携し、「オーバートーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づく取組を進められているところである。
- また、現在、第 5 次観光立国推進基本計画の年度内の策定に向けた議論が進められており、合わせて、観光施策を充実・強化するために必要となる財源確保策について検討されていると承知している。観光誘客の推進はもとより、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを実現するためにも、国際観光旅客税の税率を引き上げて増収を図り、喫緊の課題である観光課題対策の強化・拡充に活用していただきたい。
- さらに、諸外国と比べて少ない我が国の文化予算の抜本的な拡充に向け、国際観光旅客税の活用を図られたい。

5 「民泊」に関する課題検証及び法改正も含めた制度見直し

(1) 提案・要望

- 住宅宿泊事業法及び旅館業法について、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるよう、課題を検証し、法改正も含めた制度見直しを実施すること。

(2) 現状・課題

- コロナ禍を経て、宿泊需要が回復するに伴い、旅館業施設に起因する生活環境の悪化を訴える近隣住民からの苦情が増加している。また、特に観光地周辺の町では、いわゆる「民泊」施設の増加が顕著であり、このまま住む場所の「民泊」への転換が進めば、地域のコミュニティが失われてしまうおそれもある。
- 今後も外国人観光客を中心に京都を訪れる観光客の増加が見込まれる中、近隣住民の生活環境の保護とともに、京都のまちを支える地域コミュニティの維持が喫緊の課題となっている。

<参考 民泊通報・相談窓口の通報等受付件数及び具体的な事例>

年度	通報	相談・意見等
令和4年度	83件	71件
令和5年度	199件	153件
令和6年度	244件	226件

- ・ 民泊通報・相談窓口に寄せられる通報内容は様々であるが、騒音、不適切なごみ出し、無許可営業疑いに関する通報が多い。令和6年度には京都市会において、民泊規制の強化のための住宅宿泊事業法の改正を国に求める意見書が可決された。
- 旅館業法では、施設の構造設備が基準を満たさない場合や施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認められる場合等を除いて、不許可とすることができず、住宅宿泊事業法では、同法に基づく届出に関して有効期限が設定されていないうえ、同法において条例委任されているのは、生活環境の悪化防止を目的とした事業の実施地域と期間の制限に限定されているなど、「民泊」の適正な運営を確保するために実効性のある指導を行うに当たって、自治体の裁量が少ないため、地域の実情を踏まえた柔軟な規制が実施できない。
- 住民の生活環境の保護はもちろんのこと、まちの持つ本来の魅力を損なうことのないような制度となるよう、課題を検証していただき、法改正も含めた制度の見直しをお願いしたい。

6 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

(1) 提案・要望

- 安心・安全の確保、快適性の確保の観点から、混雑が生じている京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対して支援すること。また、京都駅一極集中緩和のため、代替となる主要な交通結節点の機能強化に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生しており、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。そこで、西日本旅客鉄道株式会社と京都市とが連携し、現在の南北自由通路の西側に新たな橋上駅舎・自由通路の整備を進め、交通結節機能の強化等を確実に実現したい。そのため、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、今後も国からの十分な財政措置が必要である。
- 人流の更なる分散化を進めて、京都駅一極集中の緩和を図るためには、京都市域の充実した鉄道ネットワークを最大限活用し、京都市内の JR 駅や地下鉄に加え、私鉄も含めて取組を拡大していく必要がある。こうした取組の一環として、京都駅の代替となりうる主要な交通結節点とその機能強化（ターミナル機能の強化等）を具体化していく際には、鉄道事業者等への積極的な支援が必要である。

7 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援

(1) 提案・要望

- 観光事業の担い手不足の解消に向けて、担い手のイメージ向上に係る取組への支援や、担い手の確保・育成及び業界への定着に向けた安定した雇用環境づくりへの支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 全国的に正社員、非正社員共に、人手不足を感じる事業者の割合は高止まり傾向が続き、とりわけ「旅館・ホテル」、「飲食店」は高水準が続いている。
- 京都市においては、令和 5 年度補正事業、令和 6 年度事業、令和 7 年度事業で担い手確保に向けた取組を行っているところではあるが、業界団体からは依然として厳しい状況にあると聞いており、引き続き支援が必要な状況と認識している。
- なお、京都市観光協会が実施した「観光業界における人手不足についての調査」（令和 5 年 8 月公表）の結果（以下）によると、回答した 152 事業者の 7 割以上が人手不足を感じており、特に「接客」職の人手不足が顕著であった。

＜参考 「観光業界における人手不足についての調査」の結果＞

- ・従業員数がコロナ禍前（2019 年）比で減ったと回答した事業者の割合：65.1%
- ・人手不足を「とても感じる」又は「感じる」と回答した事業者の割合：71.3%
- ・不足している上位 3 職種：接客…46.0%、営業・渉外…34.0%、調理…22.7%

- 観光庁の令和8年度予算概算要求において、「観光地・観光産業における人材不足対策」について要求されているところであり、令和8年度以降も引き続き確実な実施をお願いしたい。

8 MICE の誘致に向けた支援

(1) 提案・要望

- 日本の競争力の維持・向上のため、MICE の積極的な誘致に向けた対策を行うとともに、国が選定した「グローバル MICE 都市」が独自に行う取組に対して支援を行うこと。また、国立京都国際会館の設立趣旨に鑑み、同会館における国際連合や政府等が主催する主要な国際会議の開催に向けた取組を強化すること。

(2) 現状・課題

- 国においては、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」の中で、「我が国が MICE 開催地として注目が高まるよう、政府としても各種国際会議を積極的に再開・開催する。あわせて、政府として、様々な分野で MICE 誘致・開催への働きかけや支援を行う」こととされている。他方、近年は、「グローバル MICE 都市」を対象とした MICE 誘致・支援ではなく、地方都市を含めた全国での MICE 誘致・支援に力点を置いていると認識している。
- 令和6年の国際会議統計（ICCA（国際会議協会））において、日本における会議開催件数は世界7位（428件）であり、1位の米国（709件）の6割程度。都市別でみると、1位はウィーン（154件）、2位はリスボン（153件）、3位はシンガポール（144件）、国内では東京が16位（97件）、京都が42位（49件）であり、2019年比では海外他都市と比較して回復が出遅れている状況。近年、国際会議開催件数のランキングは変動が激しく、特に欧州の中堅都市や中東・アフリカの首都を中心に躍進が見られるほか、アジア圏内の新施設建設が相次いでおり、今後、誘致競争がこれまでに以上に激化する見込みであることから、国からの更なる支援が必要である。
- 国立京都国際会館については、当時の内閣総理大臣が「今後わが国における主要な国際的な催しについては東京と並んで京都を中心とするようにしたい」と発言され、京都での主要な国際会議の開催を念頭において設立された経過がある。周辺環境も含め魅力的な建築物である一方、設立60年を経過し、規模・機能面での課題も多いため、引き続き一層の取組の強化をお願いする。

【提案・要望事項】市・府共同提案

4 文化芸術に対する一層の支援等

- 1 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進
- 2 文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実
- 3 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置
- 4 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け
- 5 オール京都による新たな夜の魅力や価値の創出・発信を一層推進するための支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

○ 文化の力で日本を元気にするために、オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や文化財の保存・活用を推進するとともに、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出などの取組を進めている。

京都市としては、文化庁移転を契機に、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。

1 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進

(1) 提案・要望

○ 我が国においては、文化支出がフランスの6分の1、韓国の4分の1程度（令和6年時点）に留まるなど、諸外国と比べて文化支出が少ない状況にある。今後、文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進め、世界への発信力を強化していくためにも、文化庁予算を抜本的に拡充すること。

予算拡充に当たっては、文化観光に活用されている「国際観光旅客税」の税率引上げ等により、増収を図られたい。

○ 企画立案機能を強化するため設置された食文化推進本部及び文化観光推進本部において、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を一層推進すること。

(2) 文化庁予算の状況

○ 令和7年度の文化庁の当初予算は1,063億円（対前年度比100.1%）であり、令和6年度補正予算では569億円が措置されるなど充実が図られているものの、日本の国家予算に占める文化支出の割合は、諸外国に比べると低い。

(諸外国との文化支出の比較 (令和6年))

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日 本	1,117 億円	0.10%
フランス	6,676 億円	0.73%
韓 国	4,954 億円	1.21%

(出典) 令和5年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」(※令和6年7月改訂)

- 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるためには、文化関係予算を抜本的に拡充のうえ、文化政策の更なる推進が必要である。

(3) 食文化推進本部及び文化観光推進本部による一層の政策立案の推進

- 食文化と文化観光は、京都で千年以上にわたり育まれてきた分野であり、食文化においては、日本料理アカデミー等による先導的な取組や京料理の保存・継承のための体験事業が活発に行われており、文化観光においては、京都市内の文化財のユニークベニューとしての活用も進んでいる。
- 文化庁においては、二条城や旧三井家下鴨別邸等における文化財の保存と活用の好循環の事例を、文化財の活用促進に係る事業のモデルにしている。
- 全国に先駆けて実施する京都市の食文化及び文化観光に関する取組を、地方創生の起爆剤となるよう、日本中の自治体に展開していただくとともに、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を通じて、「文化芸術立国・日本」の実現に積極的に取り組まれない。

2 文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実

(1) 提案・要望

- 文化財の保存修理・整備や耐震対策等に要する費用負担について、現在は国宝・重要文化財のみが国の補助対象であるが、それ以外の文化財（都道府県・市町村指定文化財等）の整備・対策も補助対象になるよう、対象を拡充すること。
- 指定文化財管理費国庫補助制度の補助対象となっている国有の国指定史跡等の維持管理に対する補助の基準について、人件費、物件費の上昇に合わせて充実すること。また、自治体が管理する国有でない国指定史跡等についても、指定文化財管理費国庫補助制度の対象とすること。

(2) 文化財の保存・活用に係る取組の一層の推進

- 京都市の指定・登録文化財数は、542件（政令市第1位、令和7年度当初）となっている。また、市指定により価値が明らかになったことで、国指定となるケースもあり、所有者をはじめとする関係者の尽力により守り伝えられ、地域の活性化に大きな役割を果たしている。
- しかし、文化財の保存には多額の費用を要することから、補助金の予算確保に苦慮しており、比較的緊急度が低い事業については延期し、緊急度が高い事業についても十分な額の支援ができていない状況にある。
- 文化財を適正な周期に基づき保存し、その活用を図るとともに、国民の共有財産として確実に次世代へ継承するため、文化財の保存・活用の取組について、支援を充実していただきたい。

＜参考 京都市の文化財保護に係る取組＞

	令和6年度予算	令和7年度予算
市指定文化財等助成	62,800 千円	80,000 千円
市指定文化財等の耐震化に係る 設計・調査等助成	—	10,000 千円
市指定文化財等大規模修理事業	—	60,000 千円

(3) 国指定史跡等の維持管理について

- 国指定史跡等は、原則として当該史跡等が存する自治体等が管理することとされており、京都市には、本市が管理している国指定史跡等が 25 箇所（令和 7 年度当初）存在する。
- それら国指定史跡等について、開発等から保護するために必要に応じて買い上げを行い、恒久的な保存のため崩壊防止等の措置を施すとともに、その価値を広く知ってもらうため、説明板の設置や復元等の整備を行っている。また、見回り看視や除草清掃などの維持管理を行い、原則として公開することで、市民及び国民に優れた文化遺産に触れていただく機会を提供している。
- 文化庁は、貴重な国民的財産である指定文化財の維持管理について、指定文化財管理費国庫補助制度を有しているが、当該補助制度の対象となっている清掃等委託費（除草経費）の単価（30 円/㎡）が、「国土交通省近畿地方整備局街路維持単価合意書」の除草の単価（約 130 円/㎡）と比較しても、著しく低額である。
- さらに、補助対象となるのは国有の国指定史跡等に限られており、同じように自治体が管理を行う国有でない国指定史跡等は補助の対象外となっているため、特に京都市のように市内に国指定史跡等が多い自治体には、非常に大きな財政負担となっている。
- 国有の国指定史跡等の維持管理に対する補助の基準について充実いただくとともに、国有でない国指定史跡等についても、補助制度を拡充いただきたい。

3 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

(1) 提案・要望

- 文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センター（仮称）を京都市へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組を推進すること。その際、京都市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、定期的な意見交換をお願いしたい。
- また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能を京都に設置すること。

(2) 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への設置

- 現在、国において、国立文化財修理センター（仮称）の京都への設置を目指し、検討が進められている。また、岸田内閣総理大臣（当時）は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを 2030 年度までを目途に整備すべく、必要な取組を進めていく」と発言されている（令和 5 年 3 月）。
- 令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度当初予算（文化庁）において、「国立文化財修理センターの整備」が計上された。「京都への設置に向けて、これまでの検討を踏まえ、令和 7 年度以降、具体の施設整備を進めるとともに、運営体制の検討を行う。」こととされている。
- 実現に当たっては、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた京都市の技術、知識、経験、取組や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

(3) 文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人等の広報発信・相談機能の京都設置

- 第 4 回文化庁移転協議会（平成 29 年 7 月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、独立行政法人の広報発信・相談機能の京都への設置に向けて、ニーズの把握や情報発信等に取り組まれない。

4 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け

(1) 提案・要望

- 京都国際マンガミュージアムを、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に掲げる機能のうち、メディア芸術コンテンツの資料の「活用」や「人材育成」などの役割を担う重要拠点として位置付けること。

(2) 現状・課題

- 京都国際マンガミュージアムは、平成 18 年の開設以降、マンガ資料の「収集・保存」に加えて、マンガ資料を「活用」した展示・催事や調査研究に取り組んできた。
- また、京都市は、平成 24 年から「マンガ・アニメを活用した新たなビジネスの創出支援」、「クリエイターの育成支援・雇用機会の創出」、「若者・外国人をはじめとした新たな観光客の掘り起こし」、「コンテンツ都市・京都のブランド向上」を目的に「京都国際マンガ・アニメフェア」を開催するとともに、マンガ・アニメのコンテストやマンガ出張編集部、アニメ制作のワークショップ、コンテンツ企業の合同就職説明会など、「人材育成」、「就業支援」に資する取組も実施している。
- メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想では、マンガ、アニメ、特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の収集・保存・デジタル化、調査研究、人材育成・教育、国内外への情報発信、展示・利活用、普及交流の機能を有する拠点の整備に向けて取り組むこととされており、京都におけるこれまでの取組実績を踏まえ、京都国際マンガミュージアムをメディア芸術コンテンツの資料の「活用」や「人材育成」などの役割を担う重要拠点に位置付けることは、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想の効率的・効果的な推進に貢献できるものとする。

5 オール京都による新たな夜の魅力や価値の創出・発信を一層推進するための支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

(1) 提案・要望

- 京都ならではの新たな夜の魅力や価値の創出・発信（ナイトカルチャー）を一層推進するための支援、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動、「寛永行幸四百年祭」等オール京都体制で取り組む活動への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 日本各地にはそれぞれ地域の特性に応じた夜の魅力がある中、京都市でも文化芸術をはじめとした、京都の多彩な魅力を活かした夜観光等のコンテンツ造成に取り組むとともに、京都府と連携して夜観光等のコンテンツのプロモーションを強化している。京都における取組が、地方創生の更なる推進につながる可能性があることから、取組の円滑な推進に対する支援を求めたい。
- また、京都市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。文化庁においては、令和 6 年度から実施

している「文化財保存等のための伝統技術継承等事業」と本プログラムの共同実施や京都市と連携した情報発信など、日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれない。

- 加えて、令和8年度をターゲットイヤーに、オール京都体制で取り組む「寛永行幸四百年祭」について、全国を対象とした広がりのある取組とするための協力や十分な財政的支援に取り組まれない。

【提案・要望事項】

5 中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援

1 中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実

2 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

- 中小企業は、京都市の企業数の 99.7%を占めるとともに、京都市の従業員の約 7 割を雇用しており、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域やまちの活性化に欠かせない存在である。一方で、多くの中小企業は経営者の高齢化と後継者難に直面しており、それらに伴う廃業、雇用・技術の喪失といった課題を抱えている。
- 中小企業の持続的な発展を推進し、グローバル企業・中堅企業を創出していくことは、地域経済の活性化に繋がる重要な取組であることから、中小企業から中堅企業へ成長するための支援及び円滑な事業承継の実現に向けた支援について、一層の充実をお願いしたい。

1 中小企業が中堅企業へ成長するための支援の充実

(1) 提案・要望

- 「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」に加え、「100 億宣言」をした企業への「中小企業成長加速化補助金」など、成長意欲のある中小企業向けの支援制度を継続・充実させること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、オムロン（株）、（株）堀場製作所、ローム（株）及び京セラ（株）など、ベンチャー企業から世界的に飛躍した企業があり、これらの企業に続くグローバル企業・中堅企業を創出するため、これまでに産学公連携による多様な支援を実施し、支援企業から新規株式公開を果たす企業が創出されるなどの成果が生まれている。このような動きをより加速化させるため、令和 7 年度には海外進出に向けた支援を充実し、「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト」を開始したが、今後も各成長段階に応じた有効な支援策が必要である。

<参考 グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクトの概要>

（予 算 額）令和 7 年度当初予算：3,860 万円

（支援内容）

- ・ 海外市場の販路拡大や国内外企業との協業促進
- ・ DX による生産性向上に向けた計画策定から実践までの伴走支援

（対象企業）

独自の技術力と市場優位性のある商品を持つ、市内中小企業（製造業）

※ 支援内容ごとに 3 社ずつ支援

（支援期間）約 2 年間

- 国においては、令和 5 年度補正予算から、中堅企業向けに、「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」を実施しているほか、令和 6 年度

補正予算では、売上高 100 億円を目指して大胆な投資を進めようとする中小企業を支援する「中小企業成長加速化補助金」を創設した。また、「中堅企業成長促進パッケージ」を取りまとめ、省庁横断で施策を展開している。

- こうした、国による強力な後押しと連動し、市域の中小企業の中堅企業への成長に向けた支援施策に取り組んでまいりたい。引き続き、成長意欲のある中小企業向けの支援の継続・充実をお願いしたい。

2 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

(1) 提案・要望

- 中小企業の円滑な事業承継の実現に向け、以下のとおり支援体制の維持・強化を図ること。
 - ・ 事業承継に取り組む事業者の拡大
 - ・ 事業承継・M&A 補助金及び金融支援の充実
 - ・ 後継者不在企業に対する支援
 - ・ 事業承継税制の活用促進

(2) 現状・課題

- 中小企業の後継者不在率の高さは、10 年ほど前から全国的な課題となったことから、経営者の認識が進み、2017 年をピークに近年は減少傾向にあるが、後継者難による倒産や黒字企業の休廃業は増加している。地域の雇用を守り、経営資源の散逸を防ぐためにも、事業承継や後継者育成に取り組む契機につながる事例・情報の発信や、士業団体等への働きかけなど、積極的な周知が必要である。
- 事業承継・M&A 補助金について、円滑な事業承継に有効な事業承継計画に係る専門家活用費用や新市場開拓のための設備投資が対象外であるなど、中小企業にとって活用しづらいものとなっていることから要件緩和が必要である。また、事業承継に係る信用保証制度について、ゼロゼロ融資の返済や長引く物価高騰などにより業況が厳しい中小企業にとっても活用しやすいよう、当該保証制度をすべて別枠にするとともに、要件の緩和等が必要である。
- M&A において、事業統合活動（PMI）は非常に重要な取組であるが、中小企業においては、社内で取組を主導する人材がおらず、実施が困難な場合も想定されることから、取組をサポートする専門家の育成等の環境整備や費用負担に対して支援するなど、後継者不在企業の M&A の活用促進のための支援が必要である。令和 7 年度から事業承継・M&A 補助金に創設された PMI 推進枠について、利用者の声も聞きながら、より一層、事業者に使いきやすい補助金としていただきたい。
- 事業承継税制について、更なる活用を図るため、一層の制度周知とともに、時限措置の更なる延長や要件緩和など、事業者の状況によらず活用しやすい制度に改善することが必要である。令和 8 年度税制改正要望においては、特例承継計画の提出期限の延長を盛り込んでいただいた。また、事業承継による世代交代の停滞について課題認識が示されているところであり、時限措置についても延長を検討いただきたい。

(3) 京都市の取組

- 事業承継に係る潜在的な相談ニーズを掘り起こし、中小・小規模事業者の円滑な事業承継を図るため、平成 29 年度から「中小企業事業承継支援体制の強化」事業として、京都商工会議所「京都府事業承継・引継ぎ支援センター」に経営支援員 1 名を配置し、事業承継支援体制を強化している。
- このほか、同センターにおいて業界団体に対する研修会や、経営者向けのセミナーを開催するなど、関係機関と連携した積極的な周知に努め、早期の事業承継に繋げるよう取り組んでいる。
- また、京都府との協調により、株式や事業用資産の買取資金などの資金需要に対応する制度融資「創業（開業）・経営承継支援資金」を運用するとともに、信用保証料の補助を行うなど、円滑な事業承継のための資金繰り支援を行っている。

【提案・要望事項】市・府共同提案

- ⑥ グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実
- 1 スタートアップのグローバル展開に向けた、国・自治体の連携によるプログラムの提供
 - 2 アントレプレナーシップ教育を行う自治体への支援の充実と国や支援機関、自治体間ネットワークの強化

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る第2期スタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市に「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を認定いただいたことに御礼申し上げます。第1期の取組を発展させ、より一層スタートアップの成長につながる支援に取り組んでまいります。
- スタートアップの創出・成長を加速し、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを形成するため、以下のとおり、集中的な支援の継続・充実をお願いしたい。

1 スタートアップのグローバル展開に向けた、国・自治体の連携によるプログラムの提供

(1) 提案・要望

- 自治体が独自で行う海外展開支援事業を支援するとともに、ジェトロ本部が実施している海外展開プログラムにおいて、拠点都市との連携を強化すること。

(2) 現状・課題

- 令和7年6月に第2期スタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市に、大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアムを選定いただいた。
- 第1期の取組の結果、京都では特に大学発ディープテックスタートアップが増加するなど、スタートアップの創出については成果が出てきている。

＜参考 第1期グローバル拠点都市のKPI達成状況（令和2年7月～令和7年3月）＞

KPI	目標（京都のみ）	実績（京都のみ）
スタートアップ設立数	166 社	222 社
大学発スタートアップ設立数	96 社	102 社
スタートアップ・ビザ設立数	15 件	34 件
ユニコーン創出数	1 社	1 社

＜参考 第2期グローバル拠点都市の主要KPI（令和7年4月～令和12年3月）＞

KPI	目標（京阪神全体）
スタートアップ設立数	2,100 社
大学発スタートアップ設立数	500 社
資金調達額	5,100 億円
海外からの資金調達件数	50 件
ネクストユニコーン数（企業価値 200 億円以上）	23 社
ユニコーン創出数	5 社

- 第2期の5年間では、スタートアップの成長を促すための取組が必要であり、京都市としても、海外展示会への出展支援や商談マッチング等、グローバル展開に向けた取組を開始している。

＜参考 京都スタートアップ海外展開支援プロジェクトの概要＞

予算額 : 62,500千円（令和7年度）

事業概要：

(1)海外進出チャレンジ支援

国際的なスタートアップ・カンファレンス（令和7年度はフランス「Viva Technology」、シンガポール「SWITCH」、フィンランド「SLUSH」）への出展等を支援するとともに、現地企業等との商談の機会を提供する。

(2)海外ビジネス個別マッチング支援

海外進出に取り組むスタートアップを対象に、海外での販路開拓や投資獲得を目的に市場分析や進出計画の策定、商談機会の提供、代理店販売契約等の支援など、事前準備から契約締結まで、きめ細やかな個別支援を行う。

実施状況：

- ・ (1)海外進出チャレンジ支援、(2)海外ビジネス個別マッチング支援ともに、支援対象となるスタートアップを選定済（(1)で6社、(2)で5社を選定）
- ・ うち、(1)海外進出チャレンジ支援について、令和7年6月11日（水）～14日（土）にフランス「Viva Technology」にスタートアップ2社が出展。
- ・ (2)海外ビジネス個別マッチング支援について、個別ヒアリングで把握した支援ニーズに基づき、委託事業者において順次伴走支援を実施中。全てのスタートアップについて、本年度中の海外渡航支援を予定している。

- また、ジェトロにおいては、ジェトロ本部により、「海外テックイベント参加支援」、「グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム」など、多様なプログラムが実施されているほか、拠点都市に選定された地域では、別途「拠点都市海外連携機能強化プログラム」として、地域ジェトロにおいて海外展開プログラム等の実施が可能となっている。
- ジェトロ本部等が豊富なネットワーク等を活かした多種多様なプログラムを提供したうえで、自治体においても地域の実情やニーズに沿ったプログラムを積極的に実施することにより、スタートアップにとっての海外進出における選択肢の拡大、ひいてはエコシステムのグローバル化が実現可能となる。
- ついては、ジェトロにおいて実施していただいているプログラムに関し、企画・準備段階から自治体との情報共有・意見交換を密に行い、また、自治体が独自で行う支援とも有機的に連携することで、より効果的なプログラムの提供へと繋がるよう、ジェトロと拠点都市の更なる連携強化をお願いしたい。
- 併せて、拠点都市の取組を着実に推進するためには、各自治体が地域の実情を踏まえた取組をより一層充実させることが必要であり、支援の拡充をお願いしたい。

2 アン트レプレナーシップ教育を行う自治体への支援の充実と国や支援機関、自治体間ネットワークの強化

(1) 提案・要望

- 起業を志す学生が活用可能な自由度の高い補助金の創設や、アン트レプレナーシップ教育を実施する自治体への財政支援を行うこと。
- 「Japan Entrepreneurship Alliance (ジャパン アン트レプレナーシップ アライアンス。以下、「アライアンス」と言う。)」の組織拡大などを通じ、国や支援機関、自治体間ネットワークを強化するための取組を充実すること。

(2) 現状・課題

- グローバルに活躍する若手起業家や、世界に挑戦するスタートアップの創出を促進するため、若い世代のアン트レプレナーシップの醸成に向けた取組が重要と考え、京都市においては、令和6年度からユース・アン트レプレナーシッププログラム事業を実施しており、今後は、対象の拡充や更なるプログラムの充実に取り組んでまいりたい。

<参考 ユース・アン트レプレナーシッププログラム事業の概要>

予算額 : 9,000千円 (令和7年度)

事業概要 : 国内外問わず活躍する著名な起業家や経営者等を講師に招き、参加者に対して大きなインパクトを与えるような機会（講演会やワークショップ等）を提供。加えて、参加者同士の交流を促し、お互いに良い影響を与え合う「起業サークル」を形成し、継続的なフォロー体制を整える。

実施状況 : 令和7年度中に市内高校等で7回の講演会・ワークショップを実施予定。「起業サークル」は16名が入部し、月1回程度、起業家との交流や、起業の基礎を学ぶ勉強会、自らのアイデアのブラッシュアップ等の活動を行っている。

【「起業サークル」の活動の様子】



【京都市公式noteで「起業サークル」の活動を発信中】

<https://kyoto-city.note.jp/m/mda5d928dd0df>



- 国においても課題認識を同じくしていただいていると承知しており、令和7年3月には、文部科学省と経済産業省が共同で、アントレプレナーシップ教育を全国で効果的・効率的に実施することを目的としてアライアンスを立ち上げられた。
- 京都市も令和7年8月26日付でアライアンスに参画しており、立ち上げの目的の実現に向け、役割を果たしてまいりたい。
- アライアンスの枠組みが効果的に機能し、グローバルに活躍する若手起業家や、世界に挑戦するスタートアップの創出につながるよう、組織拡大などを通じ、国や支援機関、自治体間ネットワークを強化するための取組を充実していただきたい。

【提案・要望事項】市・府共同提案

7 「地方拠点強化税制」の適用期限の延長及び「拡充型」の区域設定の見直しによる、京都市全域への優遇対象拡大

- 平成 27 年度の地方拠点強化税制の創設以降、地方における企業の事業展開を支援していただいていることに御礼申し上げる。
- 他方、地方拠点強化税制は令和 7 年度までの時限措置であり、また「拡充型」の対象地域について、現在の人口実態を反映したものとなっていないため、以下のとおり現状を踏まえた制度改正をお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 「地方拠点強化税制」について、令和 7 年度までとされている適用期限を令和 8 年度以降も延長するとともに、「拡充型」について、現在の人口実態を反映した区域設定に見直し、京都市の対象外となっている地域も対象に含めること。

(2) 現状・課題

- 地方拠点強化税制は、東京 23 区内の事業者が本社機能を地方に移転する場合や、地方にある本社機能（事務所、研究所、研修所）の拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置を行うものであり、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、平成 31 年度までの時限措置として、平成 27 年度に創設された。
- 平成 30 年度の地域再生法改正により、三大都市圏の既成都市区域（京都市市街地のほぼ全域を含む）が新たに「移転型」の税優遇の対象になった後、令和 6 年度税制改正において、令和 7 年度までの制度継続や、雇用促進税制の税額控除拡充・適用要件の一部緩和などの制度拡充が行われた。
- 一方、「拡充型」の税優遇の対象外地域については、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和 35 年）の人口集中地区人口を基に設定されており、京都市の市街地の大半が対象外地域のままとなっている。
- 京都市には、まとまった敷地を有する企業が立地しており、新築や建替の需要が期待される一方で、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例も見受けられることから、「拡充型」における対象外措置が継続されれば、今後、企業の流出が進むおそれがある。
- 「拡充型」については、京都市よりも人口の多い札幌市及び福岡市が全域で制度を適用可能となっており、現在の人口実態と乖離しているため、現状を反映した区域設定に見直すことが必要である。
また、地方創生の更なる推進や東京一極集中の是正の観点を踏まえると、当該制度を令和 8 年度以降も継続することが必要である。
- 令和 8 年度地方税制改正要望において、適用期限の延長とともに税額控除率の引上げ等を挙げていただいている。いずれも実現を期待するところだが、インセンティブの強化を国全体の持続的な発展に着実につなげるため、「拡充型」の区域設定の見直しについて、改めて強く求める。

<参考1 地方拠点強化税制制度概要>

	拡充型	移転型
補助対象事業	地方にある企業の本社機能の拡充	東京23区から地方への本社機能の移転
オフィス減税	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% (措置対象) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物 (取得価額要件) 大企業:3,500万円、中小企業:1,000万円	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% (措置対象) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物 (取得価額要件) 大企業:3,500万円、中小企業:1,000万円
雇用促進税	新規雇用者1人当たり30万円、転勤者数1人当たり20万円を税額控除	増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除(50万円に、40万円上乗せ。ただし準地方活力向上地域(京都市の場合、拡充型対象外地域)は30万円の上乗せ)上乗せ分は、雇用を維持していれば最大3年間継続で、オフィス減税と併用可。
支援対象外地域	東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等 (京都市の市街地の大半は対象外)	東京圏の既成市街地等

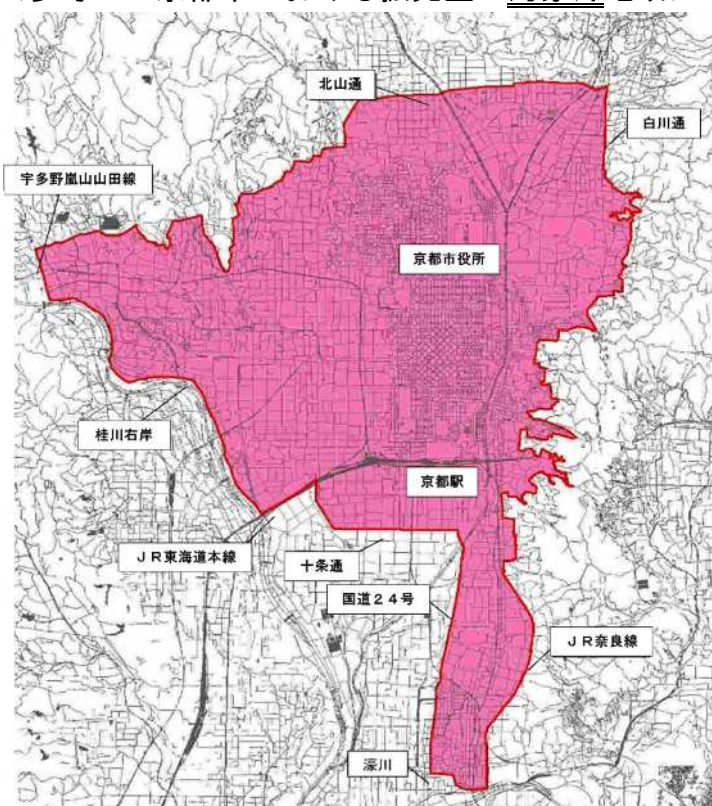
<参考2 指定都市人口比較>

	順位		
昭和35年	1	大阪市	3,011,563人
	2	名古屋市	1,697,093人
	3	横浜市	1,375,710人
	4	京都市	1,295,012人
	5	神戸市	1,113,977人
	6	北九州市	986,401人
	7	福岡市	682,365人
	8	川崎市	632,975人
	9	札幌市	615,628人
	10	広島市	590,972人

令和2年	1	横浜市	3,778,318人
	2	大阪市	2,754,742人
	3	名古屋市	2,333,406人
	4	札幌市	1,975,065人
	5	福岡市	1,613,361人
	6	川崎市	1,539,081人
	7	神戸市	1,527,022人
	8	京都市	1,464,890人
	9	さいたま市	1,324,591人
	10	広島市	1,201,281人

(出典：国勢調査(総務省、昭和35年、令和2年))

<参考3 京都市における拡充型の対象外地域>



＜参考４ 京都市の企業立地支援事業＞予算額：794,062 千円（令和７年度）

事業名	事業概要
本社・工場等新增設等支援制度	製造業等を営む企業が市内で本社・工場等を新增設等する場合、それに伴い課税された固定資産税・都市計画税相当額を補助金として交付 ＜補助額＞ 中小企業：税相当額の 100～150％ × 2～3 年 大企業：税相当額の 50～75％ × 1 年
京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金	京都市等が実施する認定制度を受けた中小企業が市内で事業所等を新增設する場合、それに伴い課税された固定資産税・都市計画税相当額を補助金として交付 ＜補助額＞ 中小企業：税相当額の 100％ × 2～3 年
市内初進出支援制度	企業が市内に初めてオフィス等を設置する場合、市内居住者数に応じて補助金を交付 ＜補助額＞ 市内居住の常時雇用者数×最大 80 万円×2 年
お試し立地支援制度	市内進出を検討する企業が試行的に市内のコワーキングやシェアオフィス等を利用する場合、経費の 1/2 を補助金として交付 ＜補助額＞ (利用料＋交通費) × 1/2

【提案・要望事項】

8 都市再生緊急整備地域における官民連携による都市再生を加速するための支援

- 1 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等
- 2 官民連携による都市再生を加速するための、都市再生緊急整備地域における税制特例の拡充・延長

- 国においては、京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の実施に向けた都市・地域交通戦略推進事業による支援や、都市再生緊急整備地域の新規指定及び区域拡大をいただいたことに御礼申し上げます。
- 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の着実な推進はもとより、都市再生緊急整備地域における官民連携による都市再生を一層加速するため、国の支援は不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等

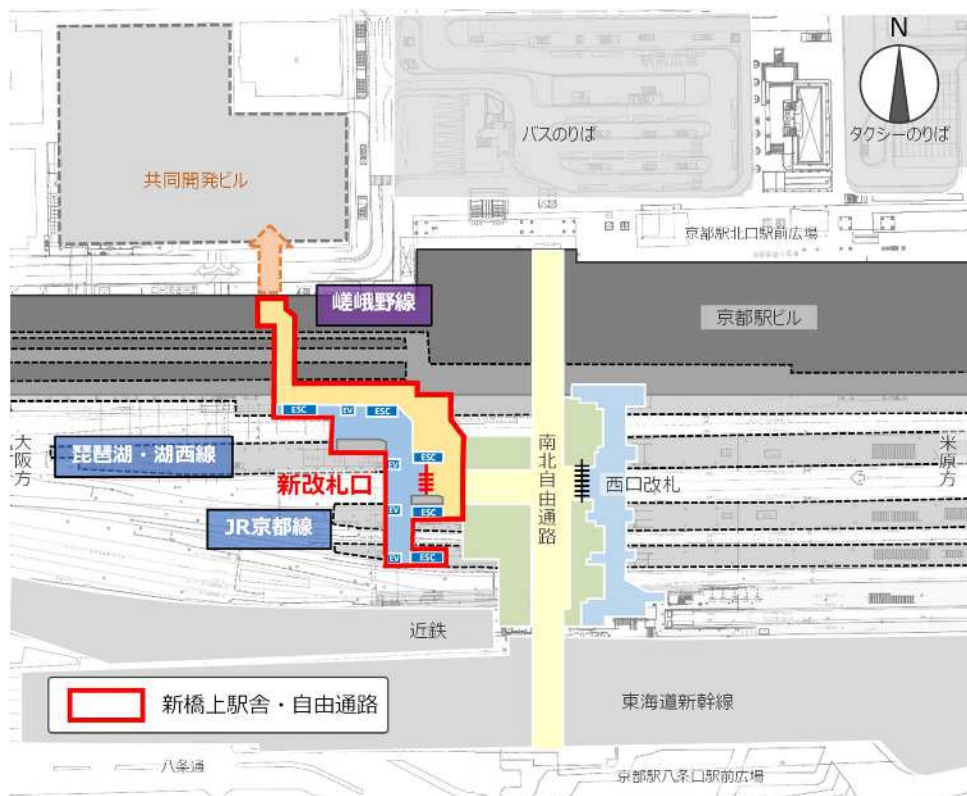
(1) 提案・要望

- 都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化のため、本事業に対する十分な財政措置を行うとともに、本事業に活用している都市・地域交通戦略推進事業費補助の予算枠を拡大すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生し、歩行者の安全で円滑な通行に支障を来すなど、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。
- このため、京都駅の交通結節機能の強化による市全体の持続的発展はもとより、駅構内及び南北自由通路の改善を目的として、西日本旅客鉄道株式会社と京都市が連携し、南北自由通路の西側に新橋上駅舎（新改札口・コンコース）、自由通路を一体的に整備する。（総事業費約 195 億円見込み）
- より一層の官民連携を図るとともに、適切な役割分担の下、事業効果を最大限発揮する体制を構築するため、都市再生特別措置法第 117 条第 1 項に基づく法定協議会を令和 6 年 3 月に設置した。法定協議会の下、取組を進めることで、民間の都市再生事業と合わせて基盤整備や交通結節機能の強化を確実に実現したい。
- 本事業の推進は、「都市・地域における安全で円滑な交通の確保、魅力ある都市・地域の将来像の実現」に寄与するものであり、今後も国からの十分な財政措置が必要である。また、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、本補助事業の国予算について、予算枠の拡大が必要である。

<参考 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の概要>



2 官民連携による都市再生を加速するための、都市再生緊急整備地域における税制特例の拡充・延長

(1) 提案・要望

- 都市再生緊急整備地域における国土交通大臣の認定を受けた、地域課題の解決にも資する民間都市開発プロジェクト（認定民間都市再生事業）への税制特例を延長・拡充すること。

(2) 現状・課題

- 都市再生特別措置法（平成 14 年 6 月 1 日施行）の制定以来、京都市においても当該制度を活用し、「都市再生緊急整備地域」の指定や、京都駅周辺地域での都市再生安全確保計画に基づく官民連携による帰宅困難者対策の推進、立地適正化計画（京都市持続可能な都市構築プラン）の策定等、都市再生を的確に推進していくための施策を講じてきた。
- また、令和 6 年 12 月には、本市からの申出を受け、国により都市再生緊急整備地域の新規指定及び区域拡大がなされた。現在、指定されている「京都駅周辺・京都市南部油小路通沿道地域」と「京都市三条駅周辺地域」においては、今後、民間の都市再生事業が活発化することが見込まれる。
- しかし、民間投資を誘導する際の強力なインセンティブとなる都市再生緊急整備地域の税制特例については、建物取得等の期限が令和 7 年度末となっている。国土交通省でも令和 8 年度税制改正要望において期限の延長や登録免許税軽減の適用要件緩和、固定資産税・都市計画税の適用範囲の拡大を挙げていただいているところではあるが、工事費の高騰、働き方改革等により工期が延長している現下の状況、公益的施設の必要性の高まりも踏まえ、確実に延長・拡充いただきたい。

<参考 京都市の都市再生緊急整備地域について>

1 京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域

○ 京都駅周辺地区

交通利便性を最大限活用し、新たな京都の魅力づくりをめざし、商業・業務機能・サービス機能などの立地を誘導するとともに、多様な都市機能の集積を図る地域を目指している。



(京都駅近景)



(京都リサーチパーク地区)

○ 京都南部油小路通沿道地区

新しい京都を発信するものづくり拠点である「らくなん進都（高度集積地域）」の主要南北幹線道路である油小路通沿道の拠点形成を目指している。



(らくなん進都遠景)



(油小路通パルスプラザ前付近)

2 京都市三条駅周辺地域

祇園などの繁華街や東山などの観光地に近接し、文化芸術ゾーンである岡崎地域へのアクセスも良く、賑わい・観光・文化芸術の拠点となる立地であるうえ、京阪三条駅・地下鉄三条京阪駅・主要なバス路線が結合する交通結節点のポテンシャルを活かし、低未利用地や公有地における都市開発事業の実施により、国内外から多様な人々が集い、暮らし、働き、交流する、にぎわいと活力あふれる拠点の形成を目指している。

「三条駅周辺プロジェクト」完成予想パース（令和7年6月時点）



（出典：京阪ホールディングス(株)）

【提案・要望事項】市・府共同提案

9 教育環境の充実

- 1 教員不足解消と働き方改革に向けた環境改善
 - ① 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善
 - ② 精神疾患等により休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等
 - ③ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減
 - ④ 教職員の処遇改善及び適切な財政措置
- 2 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等
- 3 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）
- 4 国における小中学校の給食費無償化の早期実現等
- 5 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等
- 6 公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等

- 教職調整額 10%への引上げ等を内容とする、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等、教職員の環境改善に取り組んでいただいていることに御礼申し上げる。
- 京都市においては、独自予算での中学校3年生の30人学級の実施など、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育環境の充実を進めており、更なる充実に当たっては、国による抜本的な政策の強化が必要であることから、以下のとおり、制度改善や財政支援をお願いしたい。

1-① 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

(1) 提案・要望

- 加配定数の基礎定数化における算定基準の見直しなど教職員定数の抜本的な改善、及び各加配メニューの維持・充実や、配置要件の緩和を行うこと。

(2) 現状・課題

- 通級指導及び外国人児童生徒等指導、初任者研修等に係る基礎定数算定については、現在加配定数の基礎定数化が進められているが、それにより支援が必要な児童生徒等に対応するための定数が減少する可能性があり、基礎定数の算定基準の見直し等を図られたい。
- 共同調理場の栄養教諭については、調理食数に応じた配置基準となっているが、栄養教諭の職務が、献立作成や衛生管理、食物アレルギー対応等の給食調理に関する業務だけでなく、食に関する指導や、複雑化・多様化する学校現場での食物アレルギー対応をはじめとした個別相談指導など多岐にわたることを踏まえ、学校給食の実施方式や各地方自治体の財政状況に関わらず、栄養教諭によるきめ細かな指導

が実現できるよう、単独調理場と同様に給食を実施する学校の児童生徒数を基準に配置するなど、制度の抜本的な見直しを図られたい。

- 小学校専科指導（英語）や教科担任制推進等の一部の加配要件が厳格であり、十分な加配が得られていない状況にあることから、要件を緩和すること。

1－② 精神疾患等により休職する教職員の増加を踏まえた基礎定数の改善等

(1) 提案・要望

- 精神疾患等により休職する教職員が増加している現状を踏まえ、病休等の代替教職員として正規の教職員を充てた場合においても国庫負担金の対象とすること。

また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年12月に国の制度改正により、教員の産育休等による欠員補充については、正規の教職員が代替教職員となる場合においても、教員算定基礎定数等に含まれることが可能となった。
- 一方、近年、精神疾患等による休職者が増加しており、依然、年度途中における病休等の代替教職員の確保は難しい状況にある。そのため、より安定した学校体制の維持に向け、病休等による年度途中の欠員を見越した基礎定数の見直しや、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置の対象に病休等を加えるなどの改善を図られたい。

1－③ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

(1) 提案・要望

- 教員業務支援員・部活動指導員等の配置拡大や補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、より一層の財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 教員業務支援員について、補助対象外の幼稚園に対しても京都市独自予算を活用し、全校園（250校園）に配置している。学校における働き方改革の更なる推進にあたっては、教員業務支援員・部活動指導員等の一層の配置拡大と財政措置が必要。

1－④ 教職員の処遇改善及び適切な財政措置

(1) 提案・要望

- 現状の教職員の勤務実態に見合い、かつ、質の高い教職員の確保にも繋がる給与制度とすること。とりわけ、「全ての教員」が処遇改善を実感できるよう、特別支援教育への従事者等に支給している給料の調整額や義務教育等教員特別手当の支給率等、廃止や引下げが検討されている手当及び校種等により十分な処遇改善が実現しない教員の取扱いについては、優れた教員の確保への影響や教員のモチベーションへの影響等に十分に留意されたい。

また、教職員の処遇改善の着実な実施にあたって、教職員の給与費に係る負担を地方に転嫁することなく、教職員の給与費に係る所要額について、必要な財政措置を講ずること。

- 新たな職「主務教諭」の創設にあたっては、研修等の要否、給与体系等、国の想定やモデルケースを早期かつより具体的に示すとともに、その実施に必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 令和 7 年 6 月の改正法案成立や令和 8 年文部科学省の概算要求の内容を受け、令和 8 年 1 月から教職調整額の引上げ（令和 13 年 1 月に 10%で完成）や管理職の本給引上げ、諸手当の充実等の実施が予定されており、教職員の処遇改善に繋がると期待できる。一方で、「職務や勤務の状況に応じた処遇」としての手当の引下げ等に伴い、校種や担当の校務等によっては、十分な処遇改善が実現しないことを懸念している。国と各地方自治体が足並みを揃え、質の高い教職員の確保のための環境整備を力強く進めるためにも、自治体の財政力に左右されない教職員給与制度が構築できるよう、処遇改善を踏まえた各種単価の更なる改善を含め、適切な財政措置が必要である。

2 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等

(1) 提案・要望

- 普通教室等における老朽化した空調設備の更新を進めるための、学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ（1／3→1／2）や、上限額（1校あたり 7,000 万円/年）の撤廃を行うこと。また、令和 7 年度末を期限とする緊急防災・減災事業債についても期間を延長すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、平成 18 年度に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（全 233 校）の普通教室全室への設置を完了したが、設置から約 20 年が経過する中、老朽化等の要因により、修繕困難な不具合が増加しており、機器の更新の計画的かつ速やかな実施を進めていく必要がある。

<参考 空調設置率（小・中学校）（令和 6 年度文部科学省調査）>

	普通教室	特別教室
京都市	100%	80.5%
指定都市	100%	56.7%
全 国	99.1%	66.9%

- 今後、空調設備の一斉更新が必要となる小学校・中学校が多数あることから、事業費縮減や財政負担平準化のために民間活力を活用した場合でも多額の経費が必要となる見込みであり、学校施設環境改善交付金による、継続的な財政支援はもとより、更なる財政支援が必要不可欠である。
- 京都市では、令和 7 年度に体育館等空調整備計画策定を進めているところであり、着実な事業推進のためには、国の財政支援の継続が必要不可欠である。

3 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）

(1) 提案・要望

- 学校施設環境改善交付金における補助単価と基準面積を、実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含め十分に確保し、地方自治体の負担分について、地方財政措置をしっかりと講ずること。

(2) 現状・課題

- 生徒や保護者からのニーズも極めて強い中学校の全員制給食制度の実施に向け、学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備を行うには多額の経費を要する。整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、補助単価に基準面積を乗じて算出されるものの、実際の建築単価や学校給食衛生管理基準を踏まえた施工実態と大きくかけ離れている。
- 令和5年1月に岸田内閣総理大臣（当時）が「次元の異なるレベルで子育て支援、少子化対策の取組を推進する」と表明されたことや、京都市会での御指摘を踏まえ、専門の調査会社による実施方式等の調査や検討会議での議論、生徒・保護者・学校へのアンケート結果等を基に、民間調理場も活用しながら、給食センター方式で実施する計画を進めているところである（現在は選択制の給食を実施）。
- 施設整備を行うには多額の経費を要するものの、他都市事例からも整備に係る総事業費に占める交付金の割合が低い。文部科学省の令和8年度予算概算要求では、標準仕様の見直しや物価変動の反映等による単価改定をはじめ大幅な充実を要求していただいている。確実に実現していただき、補正予算も含めた財源の確保のもとで、実態に応じた補助単価と面積による十分な財政支援が必要不可欠である。

4 国における小中学校の給食費無償化の早期実現等

(1) 提案・要望

- 令和8年度からの実施が予定されている学校給食費の無償化については、制度概要を早期に示すとともに、地方自治体の財政負担が生じることのないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。また、地域の農産物や文化・歴史の理解にもつながる食育の一環として、児童・生徒に地域の特色を生かした豊かな献立を提供する自治体の取組を支援すること。

(2) 現状・課題

- 給食費の無償化については、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現する旨が示され、財務省における令和8年度概算要求において、「予算編成過程において検討」することとされている。
- 仮に、国における無償化の施策が、定額又は一定の補助率による財政措置となった場合、地方自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる地方自治体と一部負担軽減に留まる地方自治体が生じることが想定される。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要である。

- 京都市においては、令和6年度11月市会における全会一致での無償化を求める決議を踏まえ、無償化の実施に向けた総合的な検討を行うこととしており、国の方針に則った速やかな対応が求められる。なお、仮に京都市が単独で無償化を行う場合、小中学校を合わせて少なくとも年間約46億円の経費が必要と試算している。
- また、無償化の実施に当たり、標準的な基準に基づく財政措置を行う場合、児童生徒に提供する献立は地域ごとの特色が薄れ、画一化していくことも考えられる。
- 京都市としては、無償化実施後も、これまでから実施してきた地域農産物の活用や、祭りや伝統行事と旬の食材を結びつけた行事献立等の取組を継続・充実し、子どもたちに豊かな献立を提供してまいりたい。地域の特色を生かした自治体独自の献立の提供に係る取組に対し、支援をお願いしたい。

5 部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等

(1) 提案・要望

- 部活動の地域展開については、各自治体の実情や意見をしっかりと把握し、学校における働き方や現行の自治体の実務を踏まえた上で、令和8年度以降の次期改革期間中の具体的な計画や費用負担のあり方など、部活動改革のあり方について十分に検討を行い、国庫補助制度の創設を含めて、実現可能性の高い制度を構築すること。

(2) 現状・課題

- 令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」で整理された「最終とりまとめ」では、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と位置づけ、休日の部活動は、令和13年度までに原則、地域展開の実現を目指すことなどが示された。

今後、国において、地域クラブ活動の定義・要件等や、受益者負担の金額の目安が提示されるとともに、令和7年冬頃には、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月策定）」が改訂される予定である。

- 京都市では、令和3年度から国の委託を受け、休日の部活動の地域展開等にかかる実証事業を開始し、令和6年度には58部で実施した。

また、令和6年1月に立ち上げた有識者等で構成する検討会議での議論や市民意見募集の結果等を踏まえ、令和7年7月に「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」を策定し、令和10年度以降、これまでの京都市立中学校の部活動を廃止し、部活動の教育的意義を継承する「京都版地域クラブ（仮称）」を創設したうえで、各校で「放課後活動」も実現する方針を示した。

- 人口減少社会において、地域の課題を解決し、まちの魅力や活力を向上させるためには、京都の価値や強みに共感する多彩な人々がつどい、地域と交ざり合うことが重要である。

京都市では、「中学生のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点が重要」との国の方針も十分に踏まえ、部活動の地域展開を、子どもたちの学びのみならず、多世代の学び直しの場の創出にもつながる機会と捉え、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、より豊かで幅広い活動を

地域全体で支えていくこととしている。

地域と学校が密接な関係にあるとともに、伝統芸能から演劇、音楽、現代アート、さらに武道、スポーツまで、多様な文化が息づき、多くの匠や専門家が活動している「学藝に満ち溢れたまち」の特性を活かし、京都ならではの部活動改革、更には、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの転換を通して、ウェルビーイングなまちづくりにつなげてまいりたい。

6 公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等

(1) 提案・要望

- 公立高校の魅力や教育内容の充実に向けた財政支援制度の創設について、財源措置を含め、確実な実施を図ること。
- 公立高校の魅力向上に向けた施設・設備の整備への財政的支援

(2) 現状・課題

- 国による「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、いわゆる高校無償化について、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現することが示されている。本無償化により、私立高校への進学が生徒にとって大きな選択肢となり得る中、引き続き、公立高校と私立高校がそれぞれの役割を果たしながら、高校教育の充実を全体として図っていくことが求められる。
- こうした観点を踏まえると、美術・音楽・工業・農業・水産といった公立の使命としての学びの多様性や、中高一貫教育、探究型学習、学び直しなどの先進性の確保とともに、公教育として、家庭環境に左右されることなく学ぶことのできる選択肢を維持・充実していくことが今後も重要である。文部科学省の令和8年度の概算要求においても高等学校教育改革の実現が事項要求として掲げられているところであり、確実な実施をお願いしたい。

<参考 京都市における公教育の充実に向けた取組>

- ・ 京都市では、堀川高校探究学科（平成11年）をはじめ、西京高校エンタープライジング科（平成15年）の創設など、中学生のニーズと市民の期待に応えるべく、絶えず未来を見据えた市立高校改革に取り組んできた。
- ・ 近年では、工業高校2校の再編・統合による京都工学院高校の創設（平成28年度）、学び直しなど多様なニーズに応える定時制教育を実践する京都奏和高校の創設（令和3年度）、市立芸大の移転に合わせた美術工芸高校の移転・開校（令和5年度）のほか、新たな普通科教育として地域等との関わりの中で自由度の高い学習活動を展開する開建高校の開校（令和5年度）など、社会情勢の変化等も踏まえ、特色ある教育活動を展開している。
- ・ そのほかにも、各校の特色化や教育活動の充実に向けた事業提案に対して経費支援を行う「市立高校かがやきプラン」やグローバル人材としての素地を育む「グローバルリーダー育成研修」をはじめ、教育環境や学校体制の支援に努めており、引き続き、魅力あふれる市立高校づくりを推進していく。

【提案・要望事項】

10 子ども・子育て支援の充実

- 1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善
- 2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減
- 3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実
- 4 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設
- 5 こども誰でも通園制度の本格実施に向け、地域の実情に応じた柔軟な制度構築、及び委託単価の充実等の十分な財政支援
- 6 放課後児童支援員の更なる処遇改善

- 急速に進展する少子化により、子ども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、保育士配置基準の改善や保育士等の処遇改善など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んだ取組を進めていただいていることに御礼申し上げます。
- 京都市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスの子ども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおりお願いしたい。

1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

(1) 提案・要望

- 保育士配置基準及び保育士・幼稚園教諭等の処遇の更なる改善を、早期かつ確実に実施すること。

4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算の適用に当たって、配置基準以外の制約を設けないこと。そのうえで、これら職員配置基準を改善するための施策については、早期に基本分単価として公定価格に組み込むこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和7年度当初予算において、市独自に約44億円を計上）。
- 令和6年度から4歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存の加算メニューであるチーム保育推進加算等との併給ができないことから、従来から同加算等の適用を受けてきた園では、配置基準が引き上げられたにもかかわらず、実態として職員体制の充実を図ることができない状況にある。これは、京都市に限らず全国共通の課題であるが、京都市においては保育所・認定こども園・新制度幼稚園の7割以上がチーム保育推進加算等を取得しているため、公定価格における加算の新設により保育士配置の改善へとつながる影響が非常に限定的となっている。

- チーム保育推進加算等は、年齢別配置基準を超えてチーム保育を推進するための体制整備に充てられるものであり、配置基準の底上げとは目的が異なるため、併給を可能とするべきである。
- 令和7年度から1歳児配置改善加算が新設されたが、適用に当たっては保育士等の配置以外にICTの活用や平均経験年数(10年以上)などの要件が設定されている。特に平均経験年数の要件については、保育の質を向上させるために手厚い職員配置を行うという政策目的とは本質的に関係がなく、また、平均経験年数が下がることを忌避して新規雇用を控える等の影響を施設に与える可能性が懸念される。令和7年度に実施した配置改善実態調査も踏まえて、真に保育の質の向上につなげられる制度に改善するよう検討を求める。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国（加算による改善を含む）	3：1	5：1	6：1	15：1	25：1	25：1
京都市	3：1	5：1※	6：1	15：1※	20：1	25：1

※ 1歳8か月に満たない子どもについては、4：1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

※ 3歳児について、10：1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減

(1) 提案・要望

- 多子世帯の負担を軽減するため、国の責任において、年齢制限、同時入所条件、所得制限を撤廃するなど、統一的な取り扱いの下、制度を再構築するとともに、地方公共団体の財政運営に支障をきたすことのないよう、必要な財政措置を講じること。また、全国一律の制度として国基準保育料の見直しを行うとともに、保育所等と幼稚園では国による無償化の対象期間が異なるため、統一すること。

(2) 現状・課題

- 多子軽減の制度について、現在の国制度では、年齢差があるきょうだいがいる場合には軽減の対象外となっており、市民の不公平感や年齢の離れた子どもを産むことに対する経済的な負担感につながっている。
- 保育にかかる費用は一部を保護者負担とし、国・県・市町村で按分しているが、保護者の経済的負担の軽減や少子化対策を目的として、ほとんどの市町村で国基準保育料から独自軽減を行っている。また、京都市を含む複数の自治体においては、第二子以降の保育料無償化も実施しており、各自治体の財政負担が大きくなっている。国基準保育料と各市町村基準保育料の差額も大きく、また、本来、保育料は自治体間の価格競争にはなじまない性質のものであり、全国一律の制度であることが望ましい。
- 現在、無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもとされている。幼稚園は満3歳以降の適用となるが、保育所等は3歳児クラス以降の適用となっており、利用する施設によって保育料が無料となる時期に差が生じ、保護者間の不公平感につながっている。

3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実

(1) 提案・要望

- 保育所等について、医療的ケア児の受入れに係る指定都市の財政負担の割合が過大であるため適正化する（現行は指定都市・中核市 1 / 3、その他市町村 1 / 6）とともに、看護師等の配置に係る補助基準額を見直し、ニーズに応じた保育所等への看護師配置に係る十分な財政措置（1施設当たり上限額の撤廃等）を行うこと。
- 放課後児童クラブについて、看護師等の配置に係る補助基準額を見直すこと。
- 市立学校園について、医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、学校看護師の教職員定数化を行うこと。
- 保育所等や私立幼稚園、放課後児童クラブで訪問看護サービスを利用する場合は医療保険が適用されておらず、保護者の負担増に繋がることから、保険適用を行うこと。加えて、放課後児童クラブにおける訪問看護利用については、国補助の対象になっていないことから、補助要件の見直し・拡充をすること。

(2) 現状・課題

- 保育所等について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市の財政負担が過大となっている。今後も積極的な受入れを進めるためには、子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合（指定都市、その他市町村ともに 1 / 4）と同様、負担割合の取扱いを変えるべきではなく、負担割合の適正化が必要である。
- また、医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、1施設当たりでの補助基準額の上限（約 11 百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。京都市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。

<超過負担の実例（9人の医療的ケア児受入れ、総支出額約26百万円）>

補助基準額 約11百万円（上限）

国負担 約7百万円	市負担 約4百万円	市超過負担 約15百万円
--------------	--------------	-----------------

（参考）超過負担の無い実例（2人の医療的ケア児受入れ、総支出額約6百万円）

補助基準額 約6百万円

国負担 約4百万円	市負担 約2百万円
--------------	--------------

- 放課後児童クラブについて、保育所等や幼稚園とは異なり、土曜日や夏休み等の学校休業日を除き放課後児童クラブにおける児童の滞在時間が短いことや、授業・学校行事の関係で日によって利用時間帯に変動がある中で、児童の利用状況に合わせて柔軟に看護師を配置する必要があるが、現行の補助基準額の範囲では、放課後健全育成事業を行う者等が看護師等を雇用して配置することが難しい状況にあることから、看護師配置に係る補助基準の見直しが必要である。

- 市立学校園について、医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加し続けており、毎年新たに就学する学校に必要な看護師数名を採用し配置している現状がある。今後も看護師の配置拡大が見込まれる中で安定した配置を継続するためには、看護師の教職員定数化が必要である。
- 健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。なお、訪問看護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。
- また、ケアの頻度が少ない場合や、児童の特性等から、京都市の放課後児童クラブにおいても医療的ケア児の受入に当たって訪問看護サービス利用をする事例が生じており、あわせて、学校からの送迎が必要となる放課後児童クラブ特有の事情を踏まえ、保護者負担軽減の観点から、補助要件の見直し・拡充が必要である。

4 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

(1) 提案・要望

- 全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく、すべての子どもやひとり親家庭等が等しく、安心して医療を受けられるように、自治体の意見を聞きながら、全国統一の助成制度を創設すること。

(2) 現状・課題

- 子ども及びひとり親家庭等医療費支給制度は全自治体で実施されているが、自治体の独自制度であるため、一部負担金や対象年齢等が自治体によって異なることで制度が複雑化しており、他都道府県での診療には還付手続きが生じるなど市民への負担が生じている。
- 京都市では、子ども医療費支給制度について、平成5年に所得制限や回数制限を設けなかったことで創設した。以降、これまで9回にわたり制度の拡充を図っており、令和5年9月診療分からは、3歳から小学生までの通院医療費にかかる自己負担額の上限を、これまでの1か月1,500円から1か月1医療機関200円に引き下げを行った。

<参考 京都市の子ども医療費自己負担額の上限と令和5年9月診療分からの拡充内容>

	就学前		小学生	中学生
	0 ～ 2 歳	3 ～ 6 歳		
入院	1 医療機関 200 円／月			
通院	1 医療機関 200 円／月	1,500 円／月 ↓ 【拡充】 1 医療機関 200 円／月		1,500 円／月

- また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、平成元年に母子家庭で養育される小学校卒業までの児童を対象に創設した。その後対象となる児童の年齢を 18 歳まで引き上げるなど対象者を拡充し、現在では生計を一にする父又は母のいない児童とその母又は父、両親のいない児童等を受給対象者としている。生計維持者の所得制限を設けているものの、受給者の自己負担はない。

5 こども誰でも通園制度の本格実施に向け、地域の実情に応じた柔軟な制度構築、及び委託単価の充実等の十分な財政支援

(1) 提案・要望

- こども誰でも通園制度に取り組む自治体の意見を十分に踏まえた上で、自治体の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、十分な財政措置を講じること。特に、継続的に体制を確保できるよう、現行の委託単価が十分であるか検証を続け、利用実績にかかわらず運営費として一定額が補助される「基礎的な給付」の導入についても検討すること。
- こどもの成長や保護者への支援の観点からは継続的な利用が望ましいことを踏まえ、こどもや保護者にとって適切な利用時間を検証した上で、補助基準上の上限時間の拡充を検討すること。
- また、令和 7 年度から導入されている総合支援システムについて、自治体からの要望等を踏まえ、速やかに必要な改修を行うとともに、システムの仕様変更を行う際は事前に説明会を開催するなど、迅速かつ丁寧な対応を行うこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、令和 8 年度からの本格実施を見据え、令和 6 年度に市内 40 施設で試行的事業を実施したところ、本制度を実施していない近隣他都市の住民からの利用希望があった。令和 8 年度以降、原則的に自治体間の相互利用は可能とされているなか、こういった利用に制限が設定できない場合、京都市民の利用に制約が生じることを危惧している。
- 令和 7 年度においては、85 施設で事業を実施しているが、現行の委託単価について、令和 6 年度から一定の改善が図られたものの、利用予約の有無やキャンセル等により想定した収入が得られないというケースが発生しており、運営に支障が出ている園もある。また、事業者や利用者からも定期的に通園するためには月の上限が 10 時間では不足するという声が寄せられており、一回当たりの平均利用時間が約 3 時間のため、毎週定期的に通園してもらうためには、少なくとも、3 時間×4 週間＝12 時間／月が必要である。
- 総合支援システムについて、事業所において設定した事業所情報が意図したとおりに利用者に開示されない、また、入力ミス等のヒューマンエラーを修正できない仕様になっているなどの問題があることから、制度の適切かつ円滑な運用を実現するために、改善が急務である。

6 放課後児童支援員の更なる処遇改善

(1) 提案・要望

- 放課後児童支援員の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施を行うこと。

(2) 現状・課題

- 放課後児童クラブについて、国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」にあるように、一定水準の質を確保し、事業の安定性、継続性を確保する必要があるため、放課後児童クラブに従事する職員（放課後児童支援員）については、その役割や社会的責任を理解し、全うできる人材を確保する必要がある。そのため、京都市では、運営団体において正職員を雇用することを前提として、これまでから市独自負担により、国基準を上回る水準で人件費相当の費用を確保し、運営団体において雇用される職員の給与改善を促進している。
- 専任の放課後児童支援員を継続的に確保するには、現行の京都市委託料（人件費相当額）の水準でも決して十分な額とはいえず（令和6年度の全産業の平均年収：527万円）、運営団体における人材確保が年々厳しさを増す中で、今後、必要な実施体制を確保できなくなるおそれがある。

＜参考 放課後児童クラブの国補助基準と京都市委託料の年額比較＞

放課後児童クラブ 1 クラス当たり年額	
常勤の放課後児童支援員を 2名配置した場合の 国補助基準単価	693.9 万円（346.95 万円／名）
京都市委託料 （人件費相当額）	983.6 万円（491.8 万円※／名）

※ 令和7年度の京都市委託料（人件費相当額）を国の配置基準上の正職員数で除したもの

【提案・要望事項】

11 福祉施策の更なる充実と十分な財政支援

- 1 障害者権利条約及び障害者総合支援法の理念を踏まえた障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善
- 2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置
- 3 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

- 京都市は、全ての人が個性を発揮でき、互いを認め合いながら、自分の「居場所」と「出番」を見つけ、それぞれが望む生き方や暮らし方を実現できるまちを目指している。この理念は、我が国が批准している障害者権利条約や障害者総合支援法の理念と軌を一にしており、障害者権利条約第 19 条では障害のある方が、どこでどのような生活するかを選択する機会、必要な在宅サービスを利用する機会を有するために適切な措置を講ずることとされている。
- しかし、障害のある方の地域生活を支える根幹となる訪問系サービスのみ国庫負担基準を設定した制度運用が行われている。自治体の財政状況にかかわらず、障害のある方が当然に享受する権利や機会が提供できるよう、適切な制度運用に改善する必要がある。
- また、引き続く物価高騰や、春闘において昨年引き続き高水準でのベースアップが見込まれる中で、医療機関や介護事業者等からは「経営や人員確保が厳しい」との声が聞かれている。
- 厚生労働省の令和 8 年度予算概算要求では、「医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等」が重点要求に掲げられており、処遇改善について予算編成過程で検討することとされている。以下の要望内容も踏まえ、是非とも、前向きな御検討をお願いしたい。

1 障害者権利条約及び障害者総合支援法の理念を踏まえた障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善

(1) 提案・要望

障害のある方が望む選択の機会を確保できるよう、地域生活を支える根幹となる居宅介護（ホームヘルパー）、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎とする財政措置を行うこと。

上記を実現するまでの対応として、速やかに以下の措置を講じること。

- ・ 重度訪問介護利用（介護保険対象者、非対象者とも）に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、地域移行、地域生活継続が安定的に行えるよう引き上げること。
- ・ 居宅介護の介護保険対象者の国庫負担基準単位について、障害支援区分 5、6 の単位数を引き上げるとともに、障害支援区分 1～4 の国庫負担基準を創設すること。
- ・ 処遇改善等によりサービス報酬を改定する場合は、その都度、国庫負担基準に反映すること。

(2) 現状・課題

- 厚生労働省では、障害者権利条約等の理念を踏まえ「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、令和6年度から8年度で施設入所者数の6%以上を地域移行させる等の目標を掲げており、この方針は、令和9年度以降も継続される予定である。
- このため、京都市においても障害のある方の地域移行、地域生活の継続に取り組んでいるが、障害の重度化や家族の高齢化により、必要なサービス量の増加が大幅に進展している。特に、重度障害のある方が地域で生活していくために必要不可欠な重度訪問介護は、地域移行の推進等により、更にサービス量が増加していくことが見込まれる。
- サービス量の支給決定に当たっての基準は、各自治体において、障害の種類や程度等を踏まえて決定することとされているが、京都市の基準は他都市と比べても低く設定しており、24時間体制で介護が必要な方など、やむを得ず基準を超過する場合でも、外部有識者の意見を聴取したうえで、個々の障害の程度や状態に応じて適切なサービス量の決定を行っている。その結果、京都市の重度訪問介護ひとり一日あたりの平均利用時間数は突出して多い訳ではないにもかかわらず、法定率以上の負担額が多く発生している。
- 障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1/2を負担することが義務付けられている（地方財政法第10条で定める国庫負担金）一方、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、法の趣旨を超え、政令において別途設定された国庫負担基準に基づき、国の負担範囲を限定しており、市町村の支給決定と国庫負担基準が大きく乖離している。このため、障害のある方の地域移行を進めれば進めるほどに地方自治体の財政負担が増大するという歪な構造となっている。
- 京都市の法定率以上の負担額は、この10年間で5倍以上（H27：10億円→R6：52億円）となっており、このままでは、国と地方自治体が共に進める地域移行、地域生活の継続が実現できないばかりか、障害のある方が必要とするサービスを、不足なく提供することができなくなる。また、このような現行の国庫負担基準は、国が地方公共団体に負担を転嫁することを禁止する地方財政法第2条第2項の規定にも反するおそれがあることから、国庫負担基準の抜本的見直しが必要である。

<参考1 京都市における障害のある方の地域移行計画>

	R 4	R 8	減少人数
施設入所支援	1,193 人	1,133 人	△60 人（△5%）

<参考2 京都市における重度訪問介護の利用者推計>

	R 4	R 8	増加人数
重度訪問介護	463 人	515 人	+52 人（+11%）

<参考3 重度訪問介護による24時間介護を必要とする場合のイメージ>

< 6 4 歳以下 >					< 6 5 歳以上 >				
歳出	約3, 540万円 (重度訪問介護：24時間)				歳出	約3, 540万円 (重度訪問介護：24時間)			
歳入	国	府	市		国	府	市		介護 保険 200万円
	494万円	247万円	1, 913万円 超過負担	885万円 本来負担		303万円	151万 円	2, 050万円 超過負担	

<参考4 訪問系サービスの利用者数と超過負担の推移>

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
訪問系サービス利用者数	5,178人	5,467人	5,595人	5,818人	6,101人	6,275人	6,492人	6,980人	7,599人	7,975人
超過負担額	9.8億円	7.0億円	9.0億円	9.2億円	13.4億円	22.3億円	29.4億円	34.2億円	44.1億円	51.7億円

2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置

(1) 提案・要望

- 介護・障害福祉サービスのニーズは今後も増加が見込まれるが、他産業よりも賃金が低い等の状況もあり、深刻な人材不足の状況にある。これらのサービス提供に必要な福祉人材を安定的に確保していくため、他産業の賃上げ率を上回る処遇改善を間断なく実施すること。
- 令和6年度の報酬改定の影響について、介護事業者等の現場の実態を引き続き調査・検証すること。とりわけ、減額改定した訪問介護事業所について、令和7年度調査における調査項目拡充を確実に実施し、詳細な実態把握を行うこと。その結果、介護従事者の処遇の改善及び経営の安定化に資する対策を早急に検討し、必要があると認めるときは、3年に1度の報酬改定の時期を待たずして速やかに措置を講じること。また、介護報酬の増額改定等を行う場合は、保険料や利用者負担の引上げにつながらないよう全額国庫で賄うなど、必要な措置を講じること。

(2) 現状・課題

- 「賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移」によると、令和6年度の障害福祉分野の職員の平均給与は月額換算で30.8万円となっており、全産業平均の38.6万円を大きく下回っている。
- 政府は、物価安定の目標を消費者物価指数の前年比上昇率+2%と定めるとともに、物価上昇を上回る所得増（賃上げ）を掲げている。
- 介護・障害福祉サービスでは令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップが行われるよう報酬改定が行われているが、令和6年（2024年）春闘の平均賃上げ率は+5.1%、令和7年春闘の平均賃上げ率は5.25%となっており、介護・障害関係と全産業との給与の差がより一層拡大することが懸念される状況。

3 医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

(1) 提案・要望

- 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の確保及び労働、就業等の環境整備、改善を図るため、以下のとおり支援策を講じること。
 - ・ 診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること
 - ・ 都道府県や政令指定都市等が行う対策等を支援するなど、医療従事者の確保に向けた対策を講じること

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制等により、大学病院からの医師派遣の縮小等、民間のみならず、地域医療を支える公的医療機関においても従来どおりの医師確保が困難となってきたほか、令和6年度の診療報酬改定後も、物価高騰及び人件費の上昇により、医療機関の経営状態は悪化している。
- 京都市においても、一般の診療所等が休診している夜間休日における地域の初期救急医療を担う京都市急病診療所において医師確保が困難となっている状況があるほか、市内の看護専門学校において、少子化に伴う受験希望者の減少を受け、閉校の方向性が示されるなどといった状況がある。

【提案・要望事項】

12 地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持

- 国家公務員の地域手当が、令和7年4月から支給地域の単位の広域化や級地区分の再編成が段階的に実施されることになった。(京都市域の場合、10%→8%)。
- 当該見直しにより、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の確保に支障が生じる恐れがあることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 保育士・幼稚園教諭、福祉人材確保の取組に支障が出ることがないように、地域区分の変更により保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等が低下する地方自治体については、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえ、現行の地域区分の水準を維持し、必要な財政措置を講ずること。
- 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講ずること。
- 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 保育所等の公定価格や児童養護施設等の措置費、介護・障害福祉サービスの報酬については、国家公務員の地域手当に準拠し、地域区分が定められている。
- 保育士・幼稚園教諭、児童養護施設等職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較し、低い傾向にある。
- 京都市においては、現行の地域区分に基づく処遇であっても、人材確保が困難になってきており、関係団体からは、他産業との賃金格差の解消や人材確保対策などを求める要望が本市に対してなされている。
- 今回の見直しは、この間の処遇改善の流れに逆行することになりかねず、人材確保に支障を生じる恐れがあることから、現行の処遇水準を維持できるような措置が必要であるとして、国に対して要望してきたところである。
- 保育所等の公定価格の地域区分については、「令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく」とされているが、児童入所施設措置費等については、令和7年4月から国家公務員の地域手当における地域区分に準じて見直されるとの通知が発出された。対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっており、自治体の立場としても大きな問題意識を持っている。

【提案・要望事項】

13 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決

- 1 大都市特有の事情も考慮した必要額の全額措置
- 2 円滑かつ安全な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備

- 京都市では、「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国に歩調を合わせ、標準化への対応を進めている。この間、累次にわたり、財政措置の拡充をはじめとする提案・要望を申し上げてきたところ、デジタル基盤改革支援基金の大幅な増額や、指定都市要件などの標準仕様見直しが進められるなど、対策を講じていただいた。
- また、令和6年12月に改定された標準化基本方針において、令和8年度以降も国として積極的な支援を行う方針が示され、京都市としても、引き続き国との緊密な連携の下、円滑かつ安全な標準化移行に向け、取り組んでいく所存である。
- 一方で、標準化の実現に向けては、様々な課題がなお山積している状況にあることから、引き続き、自治体と緊密な情報共有・意見交換を行いながら、取組を進めていただきたい。とりわけ以下の事項については、自治体の努力はもとより国による更なる対策が不可欠であることから、重点的に提案・要望を行うものである。

1 大都市特有の事情も考慮した必要額の全額措置

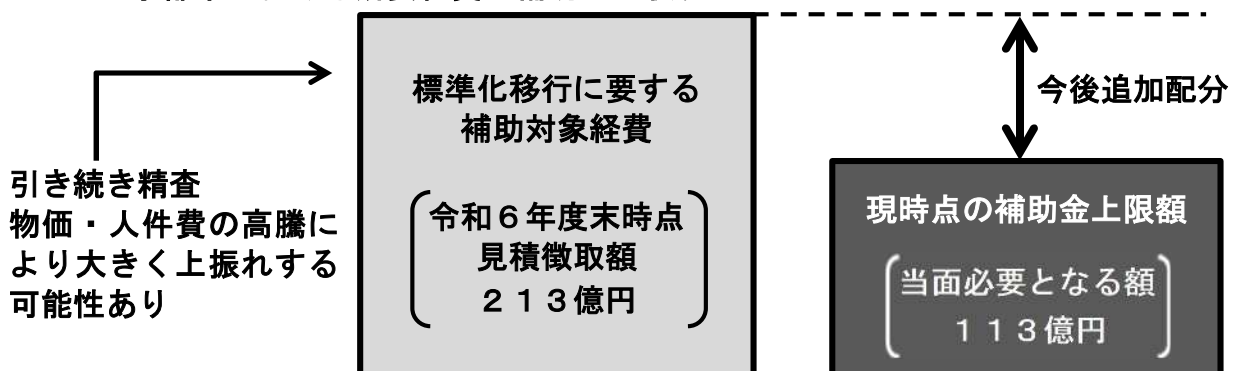
(1) 提案・要望

- 京都市では引き続き経費の精査に努めるが、見積りの分析や事業者との協議に当たっては、国におかれても、全国の自治体・事業者を広く俯瞰された知見から助言・支援いただきたい。そのうえで、所要額については、調達に支障を来すことのないよう必要な時期に必要な額を確実に措置すること。

(2) 現状・課題

- 標準化は、法律で新たに義務付けられたものであることから、移行に要する経費については、国の責任において全額国費により措置することを要望してきた。
- 令和5年度及び6年度の補正予算によりデジタル基盤改革支援基金が1,825億円から7,182億円へと大幅に増額され、自治体ごとの実情により即した補助上限額が設定されることとなったが、指定都市に関しては、標準仕様の指定都市要件が未確定であったことから、当面必要となる額のみ措置とされ、今後、改めて所要額を追加配分することとされている。

＜京都市における所要経費と補助金の状況＞



2 円滑かつ安全な移行を実現できる IT 技術者確保の環境整備

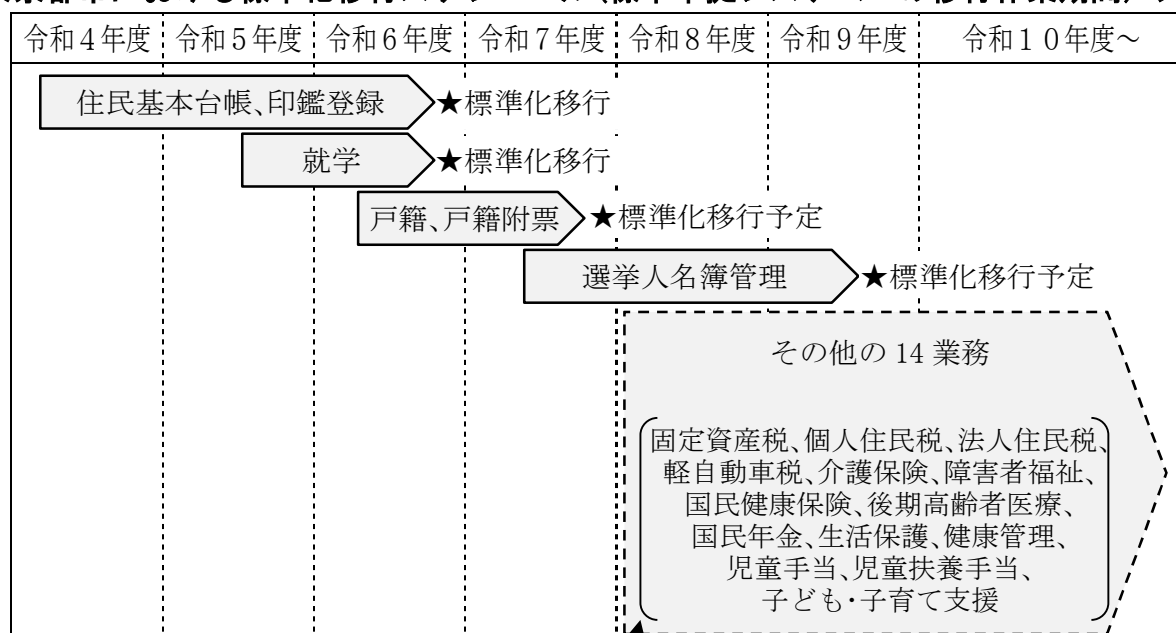
(1) 提案・要望

- 標準化の対象システムは、住民基本台帳、税、福祉など、行政サービスの根幹を担う重要な情報システムであることから、円滑かつ安全な移行に向けて限られた IT 技術者を集中できるような環境整備を行うとともに、事業者に対する技術的支援を十分に講じること。

(2) 現状・課題

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、あらゆる行政分野において、デジタル化への対応が喫緊の課題であることに加え、国が進める新たな政策への対応に係るシステム改修のため、全国的に IT 技術者がひっ迫している。
- 京都市においても、各事業者から、IT 技術者のひっ迫に伴い、指定都市要件に対応した標準準拠システムのリリースになお時間を要する見込みであることや、移行作業に従事する要員の確保が難航していることなどを聴取している。こうしたことから、標準化対象 20 業務のうち 14 業務については、標準準拠システムへの移行時期が未確定となっている。
- 一方、現行システムの運用に従事する IT 技術者もひっ迫しており、このままでは標準化移行までの間の安定的な行政サービス継続に大きな支障を来しかねない状況である。

<京都市における標準化移行スケジュール(標準準拠システムへの移行作業期間)>



IT 技術者のひっ迫により、標準化移行時期が未確定であるうえ、標準化移行までの間の現行システム維持・運用も困難となるおそれがある。

【提案・要望事項】

14 新たな脱炭素技術を地域に導入する取組への支援など、2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化

- 2050年カーボンニュートラルに向けた自治体独自の再エネ拡大・省エネ促進施策に対し、「地域脱炭素推進交付金」による手厚い御支援をいただいていることに御礼申し上げます。
- 今夏は、歴代最高気温を観測し、猛暑日や40度以上の延べ地点数も更新するなど、記録的な暑さとなった。毎年のように発生する豪雨被害など、地球温暖化による国民生活への影響を実感せざるをえない。
- 喫緊の課題である気候変動対策の更なる推進に当たっては、国による先導・支援の下、取組を強力に推し進めることが不可欠であることから、以下のとおり求める。

(1) 提案・要望

- 環境省の令和8年度予算概算要求において示された、「地域脱炭素推進交付金」に新たに追加される「高度化・展開促進事業（地域イノベーションモデル）」等について確実に予算を確保するなど、地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 京都市は、京都議定書誕生の地として、これまで、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定し、いち早く2050年のCO₂正味ゼロを目指すことを表明するなど、市民、事業者と一体となって先駆的な取組を進めてきた。

取組を通じて、温室効果ガス排出量は着実に削減が進んできたものの、近年、削減ペースが鈍化傾向であり、依然として現行目標（2030年46%削減）の達成には更なる削減が必要な状況にある。

- 特に、排出量が他部門に比べて多い民生部門の削減が課題であり、国から選定された脱炭素先行地域として全国のモデルとなる取組も進めているところである。

その上で、現行目標の達成に向けては、太陽光発電の更なる導入拡大等に加え、民生部門に次いで排出量が多い運輸部門の対策や、脱炭素に資する新技術・製品の地域導入など、新たな取組に果敢に挑戦することが不可欠である。

- 具体的には、運輸部門においては、市内普及率が1%に留まるEV・PHEVの導入促進が課題であり、とりわけ、同部門の排出量の約25%を占める自動車運送事業（トラック、バス及びタクシー）の対策を進める必要がある。その際、これら商用車のEV等を需要先として、太陽光発電で生み出す電気を市内で活用するような、再エネの地産地消に併せて取り組むことが、太陽光発電の更なる導入拡大を図るうえでも重要である。

また、新技術・製品として、軽量・柔軟等の特徴を兼ね備え、耐荷重性の低い建築物等へも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池が期待されている。京都市の再エネポテンシャルを踏まえても、屋根置き太陽光発電を設置可能な建築物等が大幅に広がるペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装が不可欠である。

- 環境省の令和８年度予算概算要求において示された、「地域脱炭素推進交付金」に新たに追加される「高度化・展開促進事業（地域イノベーションモデル）」や、事前調査・導入計画策定にも支援対象が拡充される「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（経済産業省等との連携事業）は、課題の解決と削減目標の達成に向けて民間企業等と連携して取り組むための強力な後押しとなるものであり、確実な予算確保をお願いしたい。
- 併せて、このような市域での地球温暖化対策を進めるに当たり、市内最大のCO2排出事業者である京都市役所が率先して取組を充実・強化していくことも必要であることから、令和８年度以降の脱炭素化推進事業債の延長や、「地域脱炭素推進交付金」を活用した事業のサポート等を担う環境省地方環境事務所の体制強化等、国による支援の拡充を求める。

【提案・要望事項】

15 持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等

- 1 バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- 2 自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実
- 3 まちづくりと連動した「共創」の取組を強化するための予算枠の拡大
- 4 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実
- 5 「交通空白」の解消に向けた、持続可能な運送サービスへの支援の充実
- 6 地域の実情や課題を踏まえたライドシェア事業の制度の構築
- 7 白タク行為への実効性のある対策の検討

- 国においては、この間、地域公共交通の維持・確保や、利便性・効率性の向上に資する予算を大きく確保いただき、御礼申し上げます。
- 社会にとって重要な役割を果たし、必要不可欠である地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、自治体による支援はもとより、国による十分かつ安定的な支援が必要不可欠であり、以下のとおりお願いしたい。

1 バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス事業者の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 全国的に担い手不足が深刻化する中、京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、市バス事業においては令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出し、現在も継続している。持続可能な公共交通の維持・確保のためには、事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。

※ 京都市では、運転士の確保・定着を目的としたバス事業者への支援として、これまでの労働環境改善に資する取組に加え、令和7年度から全国初の都道府県と市町村で協調して実施する従業員の住宅確保に対する改修補助制度を新たに創設するなど、支援を強化している。

- 全国の大型二種免許保有者は年々減少しており、免許保有者のうち過半数が60歳以上という状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。令和6年のバス運転士の平均年収は461万円で、全産業平均527万円より約1割低い状況にあり、こうした実情も、運転士不足に拍車をかけているものと考えられる。

2 自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実

(1) 提案・要望

- 自治体が実施する実証事業への補助制度を継続・充実すること。特に、自動運転導入のインセンティブとなるよう、自動運転バスの購入費など高額な初期費用に係る支援制度を充実させること。
- 自動運転の実用化に向け、研究開発・実証支援等への更なる投資等により技術向上を加速させること。
- レベル4の運行許可手続や関連法令に基づく手続を合理化し、導入までの期間短縮と事業者負担の軽減を図ること。
- 自動運転バスの維持管理費やシステムの運用費等が高額となっており、全国的に実用化が進むまでは採算性の確保が困難であると見込まれることから、こうした費用を支援するなど安定運用を支える制度を新設すること。

(2) 現状・課題

- 少子高齢化の進展により公共交通の担い手不足は今後も一層深刻化していく見通しの中で、人手不足という構造的課題の解決に向けては従来型の人材確保策のみでは限界があるため、自動運転技術の導入が抜本的かつ持続的で最も有効な解決策の一つであると認識している。
- ※ 京都市においても、令和7年9月補正予算に、自動運転に関する予算を計上するなど、市営交通として政令市初となる自動運転の社会実装に向けた取組を進めている。

<参考 京都市の自動運転バス導入に向けた取組>

(令和7年9月補正予算)

実証実験に向けて、課題把握やルート及び車両選定、3Dマップ作製、採算性調査等を行い、短期間（7日程度）の試験運行（レベル2）を実施する。

(令和8年度以降)

令和8年度以降にレベル4の実証実験を行い、令和10年度のレベル4実装化を目標としている。

- 一方、現時点の自動運転技術は、悪天候下での運行安定性、緊急時対応、安全性の更なる検証といった技術的課題に加え、導入費や維持管理費、運行許可等の手続など、実装に至るまでに高い障壁が存在し、地方自治体や交通事業者の単独では、導入から実装までの道筋を立てることが困難であるため、国による財政支援や制度設計が不可欠な状況である。

3 まちづくりと連動した「共創」の取組を強化するための予算枠の拡大

(1) 提案・要望

- 持続可能な公共交通の構築に向けて、交通を地域の暮らしと一体として捉え、まちづくりと協働した取組を進めていくため、事業者間の連携による運賃制度のシームレス化に向けたキャッシュレス決済の機能強化や、地域の多様な関係者の協働による取組への支援を充実すること。

(2) 現状・課題

- 公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通ネットワークの維持・確保を図るには、交通事業者間の連携に加えて、交通以外の分野とも垣根を超えて連携し、地域全体で取り組む必要がある。
- 京都市西部に位置する洛西地域においては、地域の活性化に向けて、令和5年度に「洛西“SAIKO”プロジェクト」を立ち上げ、運賃制度のシームレス化やまちづくりの動きと連携したバス路線の再編に取り組んでいる。この結果、令和6年度には民間バス事業者2社と市バス定期券の共通利用を開始するなど、限られた輸送力の中で利便性を大きく向上させることができた。

※ 本取組は、国の「共創・MaaS 実証プロジェクト」の共創モデル実証運行事業の一つに採択いただいた。

- また、令和6年度から、京都市東部に位置する山科区・伏見区醍醐地域において、地域の持つ魅力や活力を最大限生かし、活性化に向けた取組を進めるため「meetus 山科－醍醐」を立ち上げ、洛西地域と同様、多様な関係者が連携しながら、交通環境の充実にも取り組んでいる。
- 厳しい状況にある地域公共交通の維持・確保が全国的な課題となっており、事業者間の連携による運賃制度のシームレス化に向けたキャッシュレス決済の機能強化や、「共創モデル実証運行事業」等の、地域の多様な関係者の協働による取組への支援に対する需要が高まっていることから、予算枠の拡大が必要である。

4 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

(1) 提案・要望

- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を行うとともに、フィーダー補助の上限額の引上げ、類似のバス路線を維持するための国庫補助の創設など、更なる制度の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 以下のバス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

《幹線補助路線》

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）、京阪バス（京都比叡平線）

《フィーダー補助路線》

京都市北区雲ヶ畑バス「もくもく号」、京都市山科区小金塚地域循環バス



京阪京都交通
（原・神吉線）



西日本 JR バス
（高雄・京北線）



雲ヶ畑バス
「もくもく号」

- 上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっているが、こうした路線は元々経常赤字路線であるため、幹線補助やフィーダー補助といった財政支援がなくなれば路線廃止に直結しかねない。
- フィーダー補助については、自治体ごとに補助上限額（令和6年度：対象人口×120円＋2,300千円（定額））が設定されており、既に大部分を活用していることから、追加で活用できる金額は僅少となっている。

また、令和7年度から、小金塚地域循環バスにも活用するため、補助上限額を超過する見込みである。

<フィーダー補助額（令和6年度）>

補助上限額（A） （京都市）	補助算定額（B） （雲ヶ畑）	（A）－（B）
2,315 千円（※）	1,579 千円	736 千円

※ 対象人口（雲ヶ畑：124人）×120円＋2,300千円（定額）

- 京都市では、市民生活に必要な不可欠な路線を維持し、「市民の足」を確保するため、令和6年度に新たな運行補助制度を創設した（令和7年度予算 327,000千円）。厳しい状況にある地域公共交通の維持は全国的な課題であり、国による更なる財政支援が不可欠である。

5 「交通空白」の解消に向けた、持続可能な運送サービスへの支援の充実

(1) 提案・要望

- 「交通空白」の解消に向けて、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）や無償運送、デマンド交通に対する支援制度の拡充など、地域・交通事業者又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 高齢化の進行に伴い、移動需要の多様化（近距離移動、小規模輸送等）が進んでいるが、交通事業者においては、近年のバス運転士不足等により、これらの需要に応じて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービス（自家用有償旅客運送及び無償運送）や交通事業者等によるデマンド交通の必要性が高まっている。
- そうした中で、国において「交通空白」解消緊急対策事業が開始され、「交通空白」解消に向けた仕組みの構築や実証事業への支援を受けられることとなった。
しかし、自家用有償旅客運送やデマンド交通の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えない、あるいは運賃が高額化する可能性が高いことから、公的支援等がなければ実施することが難しい。また、無償運送では、自家用有償旅客運送と比べて、利用者から収受できる経費が極めて限定（ガソリン代等の実費のみ）されており、運営に必要な諸経費（事務費、人件費等）を調達することができないことから、安定的な運行体制の構築が難しい。
- 京都市では、地域団体等が主体となった「住民バス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度により支援している。国土交通省の令和8年度概算要求でも「「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開」が上げられているところではあるが、こうした移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、国からの更なる財政支援が不可欠な状況である。

6 地域の実情や課題を踏まえたライドシェア事業の制度の構築

(1) 提案・要望

- ライドシェアに関しては、エリア、時期・時間帯によりタクシーに乗りにくいという、京都市が抱える課題の解決につながることを期待される一方で、京都市の実情を踏まえれば、次の３点につき配慮をしていただきたい。
 - ・ 利用者の安全・安心が確保されるよう、ドライバーの運行管理や車両の点検整備が徹底されること
 - ・ 観光ピーク時に、東山や嵐山などに車両が集中するなど、市民生活や道路交通に支障をきたさないこと
 - ・ 収益性の高い部分だけ参入し、地域の足を広く担う鉄道やバス、タクシー事業者の経営や雇用に悪影響を及ぼさないことついては、真に市民の足の確保となる効果的なものとなるよう、地域における実情や課題を踏まえ、その実情を反映した制度設計とすること。

(2) 現状・課題

- 令和６年４月から開始されたタクシー会社が主体となるライドシェアの仕組み（日本版ライドシェア）は、京都市の実情も踏まえてご検討いただいたものと考えている。しかし、京都市内といっても、エリアによって交通手段の確保などの課題は全く異なり、都市部や人が集まる場所の収益率が高まることは明らかである。国において、「交通空白」解消本部を立ち上げられ、日本版ライドシェアのバージョンアップに向けた検討が行われている中、都市の中心部のみならず、タクシーが不足しがちな周辺部・郊外部にも、広く市民の移動機会を確保されるよう配慮されることが必要である。

7 白タク行為への実効性のある対策の検討

(1) 提案・要望

- 国の許可を得ず、一般のドライバーが自家用車を使って有料で乗客を送迎する違法行為（いわゆる白タク行為）について、実効性のある対策を検討すること。

(2) 現状・課題

- 訪日外国人観光客が多数訪れる京都市内の観光地や主要駅等においては、白タク行為が疑われる車両が、時期や曜日を問わず日常的に見受けられる状況にある。
- 白タク行為が、タクシーが客待ちできない道路や駅の乗降場等において行われることで、混雑が生じ、他の車両の通行に支障をきたすほか、タクシー事業者や物流事業者、観光事業者等から、「違法な白タク行為により事業活動が阻害されている」との苦情が京都市に寄せられている。
- 白タク行為は、金銭の受け渡しを立証する必要があるなど、摘発等を行うことは難しい状況であると認識しているが、違法行為によって市民生活や事業活動への影響が生じているため、更なる対策が求められる。

【提案・要望事項】

16 市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援

1 市バス事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- ③ 公営企業債（脱炭素化推進事業）の制度継続

2 地下鉄事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 地下高速鉄道整備事業費補助の継続・対象拡充
- ③ 公営企業債（脱炭素化推進事業）の制度継続

- 国においては、アフターコロナにおいて観光客が回復する中での混雑対策として、観光施設に直行・急行する路線バスの導入促進に向け、バス運賃制度の規制緩和をさせていただいたことで本市観光特急バスの導入が実現したことや、厳しい経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、資本費平準化債の発行対象拡充、地下高速鉄道整備事業費補助の補助対象拡充、特別減収対策企業債の廃止に伴う交通事業債（経営改善推進事業）の創設をさせていただいたことに御礼申し上げます。
- 市バス・地下鉄事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、以下のとおり支援をお願いしたい。

1 市バス事業への支援

(1) 提案・要望

- お客様の御利用数は、いまだコロナ禍前の水準まで回復しない中、一部観光地における混雑対策に加え、運転士をはじめとする担い手確保に向けた処遇改善のための人件費、物価高騰による経費の増加が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- 全国的にバス運転士不足の中、京都市においても深刻な担い手（運転士、整備士）不足にあり、令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出した。市バス事業の担い手を確保するため、採用者数増加に向けた採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資するバス車両導入に活用できる公営企業債（脱炭素化推進事業）について、令和7年度までの措置とされているが、令和8年度以降も継続すること。

2 地下鉄事業への支援

(1) 提案・要望

- お客様の御利用数は、令和6年度決算において過去最高となった中、運転士をはじめとする担い手確保に向けた処遇改善のための人件費、物価高騰による経費の増加が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある。加えて、過去に発行した企業債償還に係る後年度の負担が大きい地下鉄事業の特性を踏まえ、支援制度を構築すること。
- 老朽化対策への支援として、「地下高速鉄道整備事業費補助」を鉄道既存設備の改修・更新にも活用できるよう制度を拡充することに加え、安全対策への支援として、可動式ホーム柵等のバリアフリー対策や駅出入口等の浸水対策に対する補助制度を継続するとともに、補助金の所要額を確保すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資する駅等のLED化推進に活用できる公営企業債（脱炭素化推進事業）について、令和7年度までの措置とされているが、令和8年度以降も継続すること。

<1日当たりのお客様数>

市バス -お客様数-



地下鉄 -お客様数-



3 市バス・地下鉄の経営状況

- コロナ禍前においても、市バス事業は、1／4の黒字路線が3／4の赤字路線を支える構造であり、また、地下鉄事業は東西線建設に要する経費が大幅に増加したことで建設に係る企業債償還の負担が非常に大きく、現金収支により返済を賄いきれていないことなど、両事業とも厳しい状況が続いてきた。
- アフターコロナにおいて、一定程度市バスの御利用は回復基調にある。一方、令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出し、現在も継続しているとおり、担い手不足の深刻化により御利用に応じた減便等を含めた路線・ダイヤの見直しを実施せざるを得ないなど、市バスネットワークを守っていくことが非常に厳しい状況にある。
- そのような中、市バス事業は、観光利用による一部路線・時間帯における混雑緩和や輸送の安全確保のための車両・設備の老朽化等への対策はもちろん、高止まりを続ける軽油価格をはじめとする燃料費、また、調達価格の上昇を背景とした経費の増嵩への対応など、経営環境は厳しさを増している。
- 地下鉄事業は、令和6年度決算においてお客様の御利用数が過去最高となったものの、人件費、物価等の高騰が見込まれる中、可動式ホーム柵の烏丸線への全駅設置の実施や、老朽化が進む施設・設備の更新、安全対策等に今後、多額の経費が必要となる見込みである。加えて、過去に発行した緩和債や平準化債の償還のピークを迎える状況にあることなどから、この先も厳しい経営状況が続く見通しである。

4 持続可能な事業運営に向けて

- 市バス・地下鉄事業は、市民生活と観光をはじめとする都市の成長戦略を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。
- 明確な理念に基づく“なりふり構わない経営改善”に取り組み、より一層の経営健全化を推進する。また、「担い手不足への対応」と「市バスの混雑対策」を喫緊の重要課題に位置付け、地下鉄を含めたネットワークを守るため、職員の処遇や職場環境の更なる改善に努めるとともに、全国初のパイロットプロジェクトとして、市バス等の「市民優先価格」について、令和9年度中の実現に向け、全力で取り組む。
- 加えて、地下鉄烏丸線可動式ホーム柵の全駅設置等の安全対策の取組をはじめ、駅トイレのアップグレードプロジェクト、市バスのリアルタイム運行情報の発信、更なるキャッシュレス化の推進、バス待ち環境の充実、地下鉄の朝ラッシュや昼間時間帯における増便、四条駅へのエレベーターの新設等、市バス・地下鉄が満足度の高いものとなるよう、経営改善と安全対策、利便性向上に向けた取組を全力で推進する。

【提案・要望事項】**17 防災・減災対策事業に係る地方債の延長**

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守るために必要な防災・減災対策に対し、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債といった交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていること、特に、令和6年度までの時限措置であった緊急浚渫推進事業債について、令和11年度まで期限を延長いただいたことに御礼申し上げます。
- 他方、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債といった地方債は7年度までの時限措置であることを踏まえ、積極的な活用に努めてきたが、近年の災害は激甚化・頻発化しており、今後も想定される災害への対策を集中的に進めていくことが必要であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、期間を延長し、十分な実施期間を確保するとともに、継続して財政措置を講ずること。

地方債区分	現行	要望事項
緊急防災・減災事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長
緊急自然災害防止対策事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長

(2) 現状・課題

- 京都市では、この間、積極的に、消防指令センターの共同化、道路のり面对策等といった事業に上記地方債を活用し、市民のいのちと暮らしを守るための防災インフラの整備を進めてきた。実施できる事業量に限りがある中、最大限に取り組んできたものの、引き続き整備に取り組む必要がある状況。

<起債額の推移>

地方債区分	措置初年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
緊急防災・減災事業債	約0.1億円	約10.1億円	約19.5億円	約73.9億円
緊急自然災害防止対策事業債	約1.9億円	約7.3億円	約9.5億円	約15.8億円

※ 措置初年度：緊急防災（平成23年度）、緊急自然（令和元年度）。令和7年度は当初予算数値

- 消防指令センターの共同化や国の次期総合防災情報システムなどとの連携を見据えた防災情報システムの更新整備、大規模な浸水被害の防止対策、空調・トイレ等の避難者の生活環境改善整備等、今後も緊急性・即効性の高い防災インフラを整備していくためには、交付税措置の手厚い同債の期限の延長が必要である。

<今後の活用見込み>

地方債区分	令和 8～12 年度 起債見込み	備考
緊急防災・減災事業債	約 130 億円	消防指令センターの整備、避難者の生活環境改善整備（空調、トイレ等）や橋りょうの耐震補強などの防災対策が必要
緊急自然災害防止対策事業債	約 60 億円	道路のり面、河川護岸や排水機場について、自然災害を防止するために、引き続き緊急対策が必要

【提案・要望事項】

18 安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進

- 1 国の予算（補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するために必要となる予算の十分かつ安定的な確保
- 3 国土強靱化をはじめとした社会基盤整備を計画的に進めるために必要となる、資材価格・人件費高騰等の影響を踏まえた予算の確保
- 4 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債（いずれも令和7年度まで）の継続

- 京都市が取り組む社会基盤整備に対し、令和7年度は、国土交通省から前年度補正を含め126億円（国費）に上る補助金、交付金を措置していただいたことに御礼申し上げる。
- 本年6月に閣議決定された、第1次国土強靱化実施中期計画においては、「事業規模は今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途、資材価格・人件費高騰等の影響は予算編成過程で適切に反映」とされており、大変心強く受け止めている。
- 国土強靱化をはじめとした社会基盤整備を着実に推進するためには、安定的かつ十分な財源の確保が不可欠であることから、引き続き支援をお願いしたい。

(1) 京都市の主な取組

- 京都市では、国からの補助金、交付金を活用し、道路整備、無電柱化、橋りょう健全化、舗装修繕、治水対策、上下水道事業、住宅改良や土地地区画整理など、安心・安全なまちづくりや成長戦略を推進する社会基盤整備事業を計画的に推進している。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。引き続き、激甚化する自然災害に備えるため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、取組の更なる推進を図る。
- 防災・減災対策を推進するため創設された、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、橋りょうの耐震補強及び道路のり面对策等の防災・減災対策を実施している。

<主な事業>



道路整備（向日町上鳥羽線等）



無電柱化（後院通）
（5か年加速化対策事業）

【提案・要望事項】市・府共同提案

19 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

- 1 堀川通の機能強化（バイパス整備等）のため、計画段階評価着手に向けた調査を強力に推進
- 2 滋賀京都連絡道路の計画段階評価の着実な推進と早期の事業化及び京都市と亀岡方面を結ぶ道路の実現に向けた総合的な検討
- 3 財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

- 国において、堀川通の短期対策を実施いただいた結果、一部の区間で速度改善が図られた。また、滋賀京都連絡道路が「計画段階評価を進めるための調査」の対象路線に選定され、計画の具体化に向けた検討がより一層進められることについて、御礼申し上げる。
- 広域的な道路ネットワークは空港や港を持たない京都市において、市民の暮らしや社会経済活動、災害時の輸送を支える重要な役割を担っており、引き続き取組を進めていただくようお願いしたい。

(1) 現状・課題

- 堀川通及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路については、国により令和3年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」において、広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路5か年対策プログラム（近畿ブロック版）」において、計画段階評価着手に向けた調査を推進する路線としても位置付けられている。
- また、堀川通は、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられており、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要である。
- 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路についても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たり、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要である。
- 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要である。



堀川通の交通状況
(JR 東海道本線交差部)



国道1号（京都・大津間）の大雨に伴う土砂流出による
通行通行止め状況（令和3年8月、大津市追分町付近）
[出典：滋賀国道事務所X]

【提案・要望事項】

20 上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援

- 1 上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
- 2 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ
- 3 下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定
- 4 上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進

- 国においては、これまで京都市が推進してきた上下水道施設の更新・耐震化等について、継続して支援をいただいていることに御礼申し上げる。
- 令和6年能登半島地震による被害や下水道管の破損に起因する道路陥没事故など上下水道施設の強靱化が求められる中、京都市においても優先度を考慮した老朽化対策・耐震化を実施しているところ、今後も老朽化対策・耐震化を着実に推進し、将来にわたり市民の重要なライフラインを守り続けるため、国の支援が必要不可欠である。
- 令和8年度予算概算要求においては、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費をはじめ、老朽化対策に係る新たな取組も盛り込んでいただいた。今後とも、強力な御支援をお願いしたい。

1 上下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

(1) 提案・要望

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、上下水道事業における、激甚化する水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型の老朽化対策を着実に実施していくため、継続的・安定的に必要な十分な国の財源を確保すること。

(2) 現状・課題

- 第1次国土強靱化実施中期計画では、流域治水対策・地震対策とともに、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえて、老朽化対策も強力に推進することが示されている。
- 京都市においては、水道管路・下水管路の更新事業を計画的に推進しており、令和10年度以降、現中期経営プラン(R5-R9)から事業量及び事業費を増加し、老朽管の更新・耐震化を着実に進めていくこととしている。
- 令和7年4月30日に発生した老朽配水管（鋳鉄製）の破損による漏水事故を受け、老朽管更新事業の重要性が広く再認識される中、国道を含む緊急輸送路に布設された口径200mm以上の配水管（鋳鉄製）については、令和9年度末までに更新などの対策を完了する計画としている。
- 現在実施中の下水道管路の全国特別重点調査では、緊急度Ⅰ・Ⅱに分類される管路に多くの補修・修繕が必要となる見通しであるが、これらの対策は、現状国費による支援対象外である。大口径管路の健全性を確保していくためには、国による支援の拡充が必要である。
- 上下水道施設は、国民生活・社会経済活動を支える重要なインフラであり、着実に整備を実施するに当たっては継続的・安定的な国の支援が不可欠である。

<参考 1 今後の水道管・下水道管の事業量及び事業費の見通し>



<参考 2 下水道管路の全国特別重点調査>

(京都市)

調査対象全延長	約 110 k m
うち、優先的に調査する箇所	約 2 k m
緊急度 I	0.2 k m
緊急度 II	0.05 k m



調査状況

2 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充及び補助率の引上げ

(1) 提案・要望

- 現行の国庫補助事業である「水道施設アセットマネジメント推進事業（水道管路緊急改善事業）」の対象施設（配水支管）の拡充及び補助率の引上げを行うこと。

<参考 3 水道管路更新に係る国庫補助事業>

水道施設アセットマネジメント推進事業 (水道管路緊急改善事業) 【補助率：1／4】	・ 布設後 40 年以上経過した铸铁管、石棉管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管※、ダクトイル铸铁管※、ポリエチレン管、鋼管※であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限る。 ※ 耐震性の低い継手を有するものに限る
---	--

(2) 現状・課題

- 京都市では、耐震性の劣る初期ダクトイル铸铁管を中心とした老朽配水管の更新について、段階的に更新ペースを引き上げ、全国平均よりも高い水準を維持しながら、耐震化も考慮した配水管の計画的な更新に取り組んでいる。
- また、昭和 40 年代から 50 年代初めにかけて布設した大量の配水管が、順次、更新時期を迎えるため、長期的な更新需要を検討した結果、事業量・事業費の平準化を図っても、管路更新の事業費は、令和 10 年度以降、現在の事業費を上回る水準となる見通しである。

- 更新事業には、多額の事業費を要するものの、収益の増加に結びつかないため、既に多額の企業債残高を有している京都市の水道事業会計にとっては非常に大きな負担となっている。
- しかし、国の「水道施設アセットマネジメント推進事業(水道管路緊急改善事業)」においては、対象施設が基幹管路のみとなっており、京都市の更新対象の大部分を占める配水支管については、同事業の対象外となっている。また、同事業の補助事業の国費率については、公共下水道事業の国費率（1／2）と比べ、低い水準となっている。
- 今後も全国平均を大きく上回るペースで更新を行うにあたり、最大限の努力を行った上でもなお、厳しい経営環境が継続する見通しであることから、老朽化対策である配水支管の更新に対して支援をお願いする。

＜参考 4 水道配水管の老朽管更新事業費等＞

		中期経営プラン (2008-2012) ＜実績＞	中期経営プラン (2013-2017) ＜実績＞	中期経営プラン (2018-2022) ＜実績＞	中期経営プラン (2023-2027) ＜計画＞
配水本管 (φ350mm 以上)	更新延長 (km)	2.9	11.3	11.2	14.8
	事業費 (億円)	18.4	45.8	97.2	123.3
配水支管 (φ300mm 以下)	更新延長 (km)	48.6	100.6	270.6	240.2
	事業費 (億円)	115.1	204.0	528.1	541.5
配水管全体 (本管 +支管)	更新延長 (km)	51.5	111.9	281.8	255.0
	事業費 (億円)	133.5	249.8	625.3	664.8
管路の 更新率	(%)	0.5	0.9	1.3	1.2

3 下水道事業に対する地方財政措置の適切な算定

(1) 提案・要望

- 下水道事業に対する地方財政措置において想定されている公費割合が実態に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 現状・課題

- 今夏も東京都等で記録的短時間大雨情報が発表され、1時間に100mmを超える大雨が観測されるなど、近年、各都市部において浸水被害が発生しており、下水道等による浸水対策の重要性が高まっている。
- 京都市においては、過去から雨水整備を積極的に進めてきたことにより、現在、都市浸水対策達成率は全国平均を大きく上回るトップ水準となっているが、それを今後も維持・向上させるためには、実態に合った適切な公費負担が求められる。
- 国では、「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」（総務省）において、経営基盤強化の観点から、経営改善インセンティブ等の視点も含めた、下水道事業における公費負担のあり方や現状の地方財政措置制度の見直しについて、議論がなされているところ。
- 現状、雨水は公費・汚水は私費（使用料）負担という原則に基づき、下水道事業債元利償還金に対して一定の交付税措置が講じられているが、国の基準に基づく公費割合（49%）と京都市の実態（58.9%）に乖離が生じていることから、実態を踏まえた交付税措置となるよう算定方法の見直しを求める。

<参考5 令和5年度都市浸水対策達成率>

	京都市	全国平均	備考
都市浸水対策達成率	91%	62%	全国平均を大きく上回りトップ水準

4 上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の促進

(1) 提案・要望

- 上下水道施設の管理・更新における技術的諸課題の解決を図るため、国において主導的な役割を果たすとともに、老朽化対策・耐震化等の強靱化に向けた新技術等の調査・研究・導入・普及に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 施設の老朽化対策・耐震化や、水道・下水道技術者の減少などの課題に対処するためには、新技術等の調査研究の更なる推進が必要であるとともに、技術的に管理・更新が困難な箇所に対する新たな調査手法の開発が求められる。
- 国においては、上下水道関係の技術実証事業の実施や、「上下水道 DX 技術カタログ」の策定など、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けた技術の導入を後押しする取組が進められている。また、令和8年度予算概算要求では、新たに「管路メンテナンス技術の開発・実証」を挙げていただいている。
- これらの取組を実際の現場に導入するには、技術面・運用面においてノウハウが乏しいため、実装には様々な課題があり、引き続き、導入促進や新技術の開発（流量の多い大口径管の更新技術等）に向けて主導的な役割をお願いしたい。

- なお、京都市では、多様な環境データと AI 技術を活用した水道管路の更新優先順位付け手法や、下水道管内の写真画像認識 AI により劣化判定する技術など、新技術に関する調査研究を実施している。

<参考 6 京都市が取り組む新技術に関する調査研究>

- 多様な環境データと AI 技術を活用した水道管路の更新優先順位付け手法

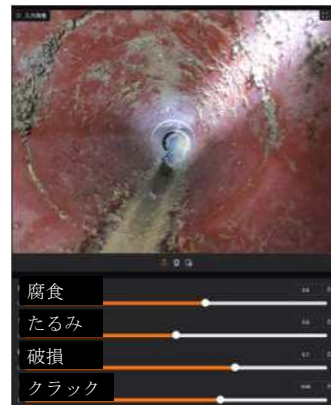


- 下水道管内の写真画像認識 AI により劣化判定する技術

※ 令和 7 年度（第 18 回）国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」を受賞



高画質管ロカメラ



AI 画像判定技術

【提案・要望事項】

21 避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的かつ恒久的な支援制度の創設

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守る防災・減災対策に対し、緊急防災・減災事業債等の交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていることや、令和6年度の補正予算として「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を新設いただいたことに御礼申し上げる。
- 京都市では、新たな交付金等を活用し、指定避難所への段ボールベッドや間仕切りテントの整備の拡充や、緊急防災・減災事業債を適用することができない個別の協定による福祉避難所事前指定施設に対する資機材の購入補助など、新たな取組を進めている。
- 上記のとおり、避難所の環境改善に向けた取組を推進しているところではあるが、引き続き、いのちと暮らしを守る避難所の環境整備を推進するため、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 避難所等の安心安全な環境の確保のため、避難所運営用資機材（避難所等に整備するパーティションや段ボールベッド等）の購入費用に限らず、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の購入費用や、民間倉庫の借上げを含む備蓄物資の管理に要する費用等も対象とする総合的かつ恒久的な支援制度を創設すること。
- 制度の構築に当たっては、指定避難所や指定緊急避難場所に限らず、帰宅困難者等の一時滞在施設や、個別の協定による福祉避難所等を含めた制度とすること。

(2) 現状・課題

- 上記のとおり「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」及び緊急防災・減災事業債を活用した取組を進めているが、当該交付金の額（補助率1／2、政令指定都市の上限額は5千万円）が不十分であるため、福祉避難所については、10年間かけて各施設への備蓄を行うこととしている。
- また、当該交付金は、民間倉庫の借上げを含む備蓄物資の管理に関する費用等が対象外であることや、可搬式空調機など避難所の生活環境の改善の観点で導入するものであっても取得価額が10万円未満であれば対象外となっているため、施設の状況に応じた備蓄物資を柔軟に備えることが困難であるなど、課題がある。
- 当該交付金を活用し、資機材等の整備に着手しているが、単年度で完了するものではなく、継続した支援が必要である。
- 令和8年度予算概算要求においては、当該交付金を計上していただいていると承知している。確実な措置をお願いするとともに、制度の改善についても御検討いただきたい。

(3) 京都市の取組

ア 令和6年度2月補正予算

○ 避難生活環境の向上（360,000千円）

「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」及び緊急防災・減災事業債を活用し、以下の事業を実施

- ・ 指定避難所の資機材の購入
避難生活に特に配慮が必要な方を対象に段ボールベッド、間仕切りテント各3,000個を整備
- ・ 福祉避難所の環境整備
福祉避難所の状況に応じた備蓄物資及び設備を確保

① 備蓄食料品や紙おむつなどの消耗品

整備期間：5年間、6年目から更新

対象施設：すべての福祉避難所事前指定施設（全294施設）

補助上限：受入想定人数10名につき1万円（受入想定人数91名以上は同額）

② パーティション類や段ボールベッド類

整備期間：10年間

対象施設：通所系の事前指定施設及び直接避難導入済みの事前指定施設（約220施設）

補助上限：受入想定人数1名につき3万5千円

③ 非常用発電機等及び可搬式空調機器類

整備期間：10年間

対象施設：すべての福祉避難所事前指定施設（全294施設）

補助上限：1施設につき55万円

【提案・要望事項】

22 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承の推進に向けた税制の充実

- 国民共通の資産・国民的財産である歴史的建築物を適切に保全し、着実に次世代へ継承していくために、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物について、

- 相続税の課税標準の控除割合の拡充（100分の30から100分の50）及び納税猶予制度の創設
- 「家屋及び土地」に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の創設

(2) 要望の背景

- 文化財をはじめとする歴史的建築物やこれらから成る良好な景観の保全・継承は高い公益性を有し、全国的に幅広く保全・継承が図られているものの、対象となる建築物は個人の財産であることから、維持修繕費や改修費、相続税、固定資産税の負担など、所有者の経済的事情を背景に、貴重な歴史的建築物が解体されるケースは後を絶たない。
- また、歴史的建築物の価値を適切に保全するため、所有者は土地利用等について一定の制約を受けることとなることから、制約を受ける所有者の負担を軽減し、保全・継承に一層協力いただけるよう必要な措置を講じる必要がある。
- とりわけ、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物については、京都市が重要京町家（※）の所有者に対し行ったアンケート調査において、「京町家を維持していくために苦勞した（している）こと」の質問項目に対し、「相続税」又は「固定資産税」を課題として回答した所有者の割合が、景観重重要建造物又は歴史的風致形成建造物に該当しない建築物と比較して高い傾向となっている。
（※「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第17条の規定に基づき指定）

＜参考 重要京町家所有者に対するアンケート調査（令和4年度実施）結果（抜粋）＞

(1) 主な御意見

（相続税に関する御意見）

- ・ 景観を守るためには、相続税の負担が大きな障壁となる。
- ・ 相続税が高く、自身はもちろん、子の代の負担も大きい。
- ・ 相続税の負担が重く、このままでは解体前提で売却せざるを得ない。

（固定資産税に関する御意見）

- ・ 建物を維持するための負担が大きく、固定資産税の軽減などの対策が必要。
- ・ 街中の地価が大きく上がり、固定資産税の負担が増えて苦勞している。
- ・ 税負担が軽減される制度がなければ、今後町家を手放すことになる。

(2) 件数等

重要京町家のうち、以下の指定を受けているもの	①	②	③
	回答数	相続税又は固定資産税を 課題として回答 された件数	②の率 (②／①)
景観重要建造物	39 件	30 件	76.9%
歴史的風致形成建造物	53 件	37 件	69.8%
上記以外	318 件	172 件	54.1%
(参考) 全体	384 件	220 件	57.3%

※ 景観重要建造物と歴史的風致形成建造物の両方に該当するものについては、それぞれの件数に含む。

※ 複数所有者がいる場合の回答も含んでいるため、回答数＝建物件数ではない。

【提案・要望事項】

- 23 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、**
京都刑務所（山科区、敷地10万7千㎡、地下鉄柳辻駅徒歩5分）
京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など、国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

- 3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めること。

2 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）

(1) 現状

- 施設の設置当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- 地下鉄東西線の開通（平成9年）、京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成23年）、新十条通（稲荷山トンネル）の開通（平成20年）・無料化（平成31年）により、交通利便性が格段に向上。



(2) 京都市の取組

- 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定。刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示（平成31年2月）。
⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約7割の肯定的な意見。
- 施設に近接する外環状線の沿道において、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出に向け、沿道空間の魅力向上に資する場合は高さ規制を無制限にするなどの都市計画の見直しを実施（令和5年4月）。
- 活力あふれる、住み継がれるまちを目指し、山科・醍醐地域の活性化に全庁体制で取り組む「山科・醍醐プロジェクト（プロジェクト名：meetus（ミーツ）山科・醍醐）」を始動（令和6年4月）。

3 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）

※ 京都運輸支局の活用にあたっては、周辺関連施設も含めた一体的な検討が必要。

(1) 現状

- 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上。

(2) 京都市の取組

- 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

- 「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」を策定。まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示（令和 2 年 3 月）。

⇒ 策定に当たり実施した事業者アンケートにおいて、約 4 割が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答。

⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約 9 割の肯定的な意見。

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

- 両施設を含む「らくなん進都（鴨川以北）」において、オフィスや研究開発機能の集積に向け、容積率を最大 1,000%に引き上げるなどの都市計画の見直しを実施し、らくなん進都（鴨川以北）に新たなビジネス拠点を創出する「京都サウスベクトル」を始動（令和 5 年 4 月）。

【提案・要望事項】

24 原油価格・物価高騰等を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実

- 1 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映
- 2 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援
- 3 地域公共交通事業者等に対する支援
- 4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援
- 5 子育て世帯に対する支援

- 原油価格・物価高騰に対し、国においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げる。
- 当該交付金等を最大限活用し、京都経済は全体として持ち直しの傾向にあるが、物価高騰等が長期化し、米国の関税政策による影響も表れつつある中、引き続き、事業者や市民生活の下支え等が欠かせないため、以下のとおりお願いしたい。

1 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映

(1) 提案・要望

- 物価高騰等への対応に当たっては、物価上昇分を国庫補助負担金の算定基礎に時機を逸さず反映したうえで、地方自治体の独自施策として実施すべき部分は地方向け交付金を措置すること。

2 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

(1) 提案・要望

- 物価高騰や米国の関税政策等の影響を踏まえ、賃金の引上げにも資する幅広い業種を対象とした申請・活用しやすい支援制度の構築や要件緩和、及び小規模事業者持続化補助金など国が実施してきた支援策を継続・充実・再実施すること。
- 燃料油をはじめ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監視の徹底に加え、受注企業が実際に価格転嫁できる環境づくりなど、中小企業等を取り巻く環境整備に取り組むこと。

3 地域公共交通事業者等に対する支援

(1) 提案・要望

- 燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援

(1) 提案・要望

- 社会福祉施設や医療機関等について、令和6年度に報酬単価、令和7年度に公定価格等が改定されたが、改定後も物価や人件費の上昇が続いていること等を踏まえ、必要に応じて追加の財政措置及び報酬改定での十分な対応を行うこと。
- とりわけ、不採算分野の医療提供も含めた地域医療の拠点機能を担っている公立病院においては、令和6年度決算において全国公立病院の86%が経常赤字に陥るという極めて危機的な状況であることから、地域医療体制を将来にわたり維持・確保できるよう、緊急的な財政支援を行うこと。

5 子育て世帯に対する支援

(1) 提案・要望

- 保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや分量を保った学校給食を実施するためにも、学校給食用の食材費高騰に対する財政支援を継続すること。

6 京都市の取組

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施している。

総額：90,296 百万円

※ 令和4年度から令和7年度（令和7年度は予算額）

<主な取組内容>

- ・ 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援（5,981 百万円）
- ・ 福祉、子育て施設における運営費に対する支援（5,426 百万円）
- ・ 地域公共交通等の運行維持に向けた支援（1,993 百万円）
- ・ 学校給食費の保護者負担支援（1,595 百万円）

など

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

TEL 075-222-3035

FAX 075-213-1066

令和7年11月発行 京都市印刷物 第 071438 号